

# 子どもたちのインターネット利用について考える研究会

## 第二期 報告書

段階的利用モデルの提案と、  
小・中学生の子どもをもつ保護者向けの段階的利用モデル教材の制作

2010年1月21日

子どもたちのインターネット利用について考える研究会

本報告書は、「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」(座長：お茶の水女子大学 坂元章教授)の第二期(2009年1月～2009年12月)期間中の活動について概略をまとめ、その研究成果を広く社会に還元するために作成したものです。

## 目次

はじめに	1
序 段階的利用モデルの概要	3
第1 段階的利用モデルの内容・総論	
1 段階的利用モデルの基本的スタンス	5
2 段階的利用モデルの要素	7
3 段階的利用モデルの必要性	10
第2 段階的利用モデルの内容・各論	
1 序	13
2 体験期	13
3 初歩的利用期	18
4 利用開始期	24
5 習熟期	29
6 補足：携帯電話から利用を開始する場合について	34
第3 段階的利用モデルの使い方	
1 序	36
2 これから子どもがインターネット利用を開始する場合	36
3 既に子どもがインターネット利用を開始している場合	38
4 段階的利用モデルが想定する「保護者」像	40
第4 教材	
1 狙い	43
2 概要	43
第5 第二期の活動内容	
1 第二期活動の概要	44
2 本会・分科会の開催実績	46
3 第一期活動のフォロー	49
付録	50

## はじめに

わが国では、携帯電話やパソコンなどを用いたインターネット利用が広く社会にいきわたっており、特に携帯電話経由での子どもたちのインターネット利用については、他国に例を見ないほど普及していると言われていました。「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」(以下、「子どもネット研」といいます。)は、子どもたちのインターネット利用をより豊かで安心なものにするために、関連する課題を調査・研究し、その成果を広く公開することで社会に貢献することを目的として、2008年4月に設立された任意団体です。本報告書は、第二期(2009年1月から同年12月まで)の研究成果を公開するものです。

第一期(2008年4月から同年12月まで)では、掲示板サイトやソーシャルネットワークサービス(SNS)サイトに代表される双方向利用型ウェブサイトの急増に着目し、子どもたちに人気の双方向利用型サイトの利用リスクを整理する試みを行いました。これに続く第二期は、子どもたち自身に焦点を当て、子どもたちが適切にインターネットを利用していくために必要な環境は何か、子どもたちに求められる能力は何であるかについて研究を進めてきました。

ところで、一口に「子ども」といってもそれは幼稚園児・保育園児から高校生までが含まれ、また同じ学年であってもその発達段階には差がある場合があります。本報告書で提案する「段階的利用モデル」は、主として小学生・中学生の、これからインターネット利用を始めようとするお子さんをお持ちの保護者の方に向け、「子どものインターネット利用はいつ、何から始めさせたら良いのか」を判断する際に利用していただくことを考えています。

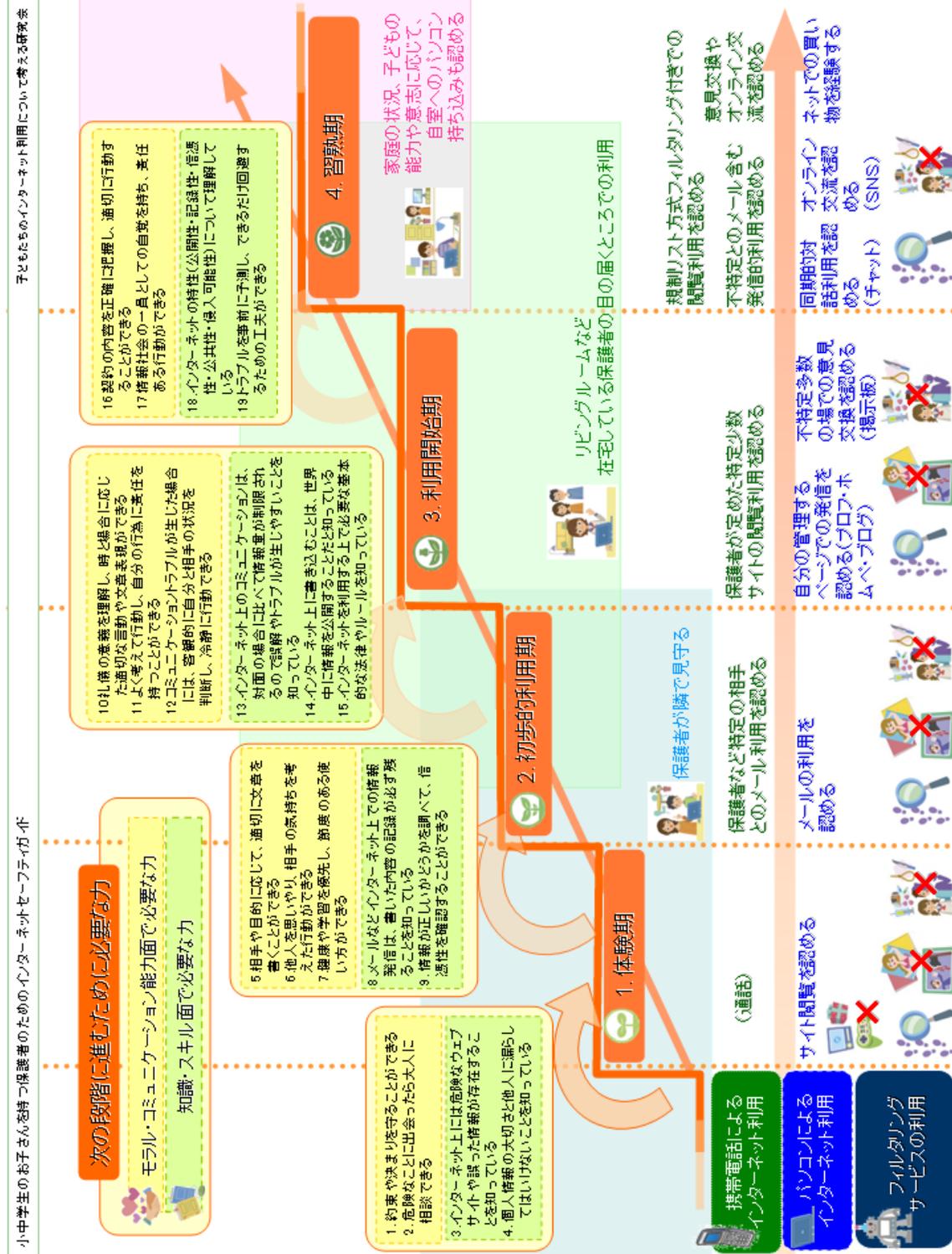
なお、本報告書自体はページ数も多く平易でない表現も含まれていますので、より多くの保護者の方に内容をお伝えするために、分かりやすい表現や例示で説明した教材を並行して作成しました。本報告書と同様、同教材の全データは子どもネット研のウェブサイト(<http://www.child-safenet.jp/>)にアップロードされており、どなたでも無償でご利用いただけます。

子どもたちを巡るインターネット利用環境が急速に拡大している一方、それに伴い発生する諸問題についての論理的な分析や解決策の提案は不足しているのが現状です。とりわけ、子どもの能力との関係において各種インターネットサービスを論理的に分析する活動は未だ皆無と言わざるを得ない状況ではないでしょうか。子どもネット研では、そうした状況に一石を投じるべきとの判断で調査や議論を進めてきました。小学生・中学生のお子さんを持つ保護者はもちろん、子どもたちのインターネット利用環境の改善について活動されている全ての関係者のみなさんに、本報告書および教材が少しでもお役に立てれば幸いです。

2010年1月21日

子どもたちのインターネット利用について考える研究会 座長 坂元 章  
(お茶の水女子大学教授)

図1 段階的利用モデル概要図



## 序 段階的利用モデルの概要

インターネットは一般家庭にも急速に普及し、この数年で子どもたちもパソコンや携帯電話を使って日常的にインターネットを利用するようになりました。インターネットは、家族・友人・知人とのメールのやりとりはもちろん、色々な情報を調べたり、ショッピングや旅行の予約をするなど様々なサービスを利用することができ、日常生活を豊かにする有用な側面があります。その反面、時間の浪費や依存の可能性だけでなく、オンライン詐欺の被害に遭ったり、インターネット上で知り合った人から誘い出されて事件に巻き込まれるなど危険な側面もあります。子どもたちにインターネット利用させるにあたっては、保護者がこれらの危険に遭わないように十分配慮しつつ、少しずつインターネットの良い側面を利用する経験を積ませる過程が必要不可欠です。

段階的利用モデルは、このような問題意識に基づいて作られました（11頁参照）。

### (1) 図の見方

段階的利用モデルは、子どもの成長過程を四つの段階に分け、一つの段階を成長することにインターネット利用範囲を少しずつ拡大していくという考え方を採用しました。

「四つの段階」を、それぞれ体験期、初歩的利用期、利用開始期、習熟期と呼ぶこととし、前頁の図1では緑色の枠で表されています。

図1の横軸は「インターネット利用環境」と記されていますが、これは、インターネット利用に影響を及ぼす一切の事情を意味します（7頁参照）。これには、保護者が子どもにインターネット利用可能な通信機器を買い与えたり、新しい機能（サービス）の利用を認めるなどのように、インターネットの利用範囲を拡大させる事情だけでなく、フィルタリングサービスの利用などインターネットの利用範囲を縮小させる事情も含まれます。またこのようなインターネット利用環境を子どもに与える際に求められる能力が、「子どもに求められる能力」です（9頁参照）。

図の見方を理解してもらうため、体験期について説明します。

体験期に対応する横軸を見ていただければ明らかなおりと、体験期とは、子どもに対してパソコンによるサイト閲覧までの利用を認める段階です。子どもがサイトを閲覧する際には、フィルタリングサービスを利用すること、保護者が隣にいて子どもの利用状況を見守ることが必要です。そして、このようなインターネット利用環境を子どもに与えるためには、前提として図1に示す「1.」から「4.」までの能力が子どもに備わっていることが求められます。体験期の枠の左上にある枠内に記されている内容が、その段階で子どもに求められる能力です（13～18頁参照）。この能力は全て備わっていることが必要で、一つでも欠けている場合には子どもにその段階のインターネット利用環境を認めることができません。

図の見方に関しては、初歩的利用期、利用開始期、習熟期に関しても同様です。

### (2) 本報告書の構成

以上の内容を解説するため、本報告書は次の構成をとっています。

「第1 段階的利用モデルの内容・総論」(以下、「総論」といいます。)では、段階的利用モデルの基本的要素であるインターネット利用環境、子どもに求められる能力、段階の三つに関して解説を行い、加えて段階的利用モデルの考え方がなぜ必要なのかについても言及しています。

「第2 段階的利用モデルの内容・各論」(以下、「各論」といいます。)では、各段階ごとに項目を分けて、インターネット利用環境と子どもに求められる能力の具体的内容を詳しく検討しました。また、各論の最後で関連する問題を補足的に取り扱っています。

「第3 段階的利用モデルの使い方」では、総論・各論で示した段階的利用モデルを実際に各家庭ではどのように使っていくべきかについて検討しました。保護者が直面する問題に即した内容になるよう一定の配慮を施しました。

「第4 教材」では、段階的利用モデルの理解促進のために制作した教材について説明を行いました。教材制作の狙いと教材の概要をまとめています。

「第5 第二期の活動内容」では、子どもネット研の第二期の活動内容を記しました。第二期の活動期間は2009年3月から2009年12月までです。第一期と比べると、委員の構成を変更したほか、分科会方式を取り入れるなど研究の進め方も変わりました。

## 第1 段階的利用モデルの内容・総論

### 1 段階的利用モデルの基本的スタンス

段階的利用モデルは、「子ども」による「インターネット利用」を段階的に認めていこうという試みから生まれたものです。

一口に「子ども」といっても、その中には保育園児・幼稚園児から高校生までが含まれます。また、「インターネット利用」といっても、保護者が見守る中で利用を認める環境から何の制約もなく自由に利用できる環境までいくつかの種類が存在します。ある子どもに対してインターネットを利用させるかどうか、どのような環境で利用させるかどうかという問題を考える際に、いくつかの「段階」を設けて検討していくというのが段階的利用モデルの基本的なスタンスです。

ここで段階的利用モデルを定義します。段階的利用モデルとは、インターネット利用環境と子どもに求められる能力の「相関関係」を踏まえた上で、「段階」を設けてモデル化したものです。

「相関関係」と「段階」という概念がでてきましたので、それぞれの意味を図2と図3を使って説明したいと思います。まず、図2「相関関係概念図」をご覧ください。

図2 相関関係概念図

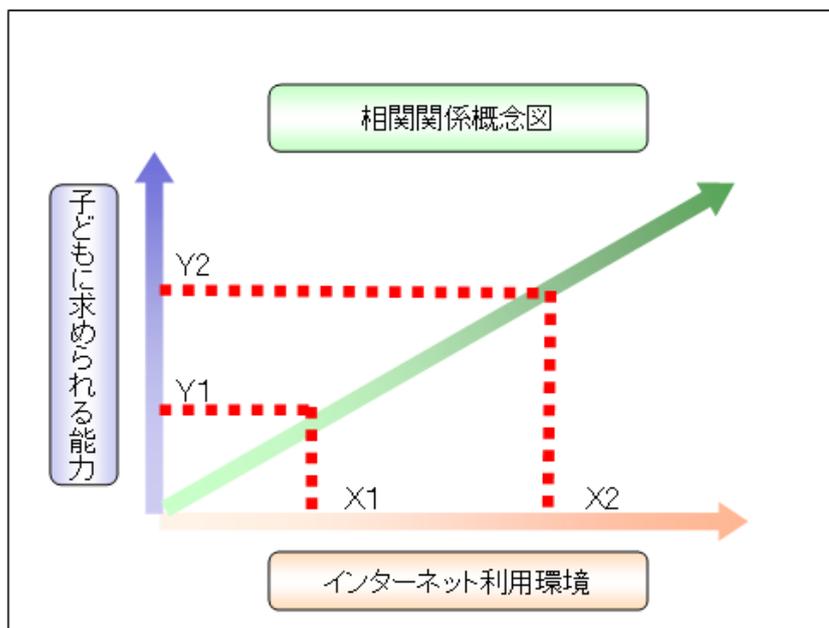
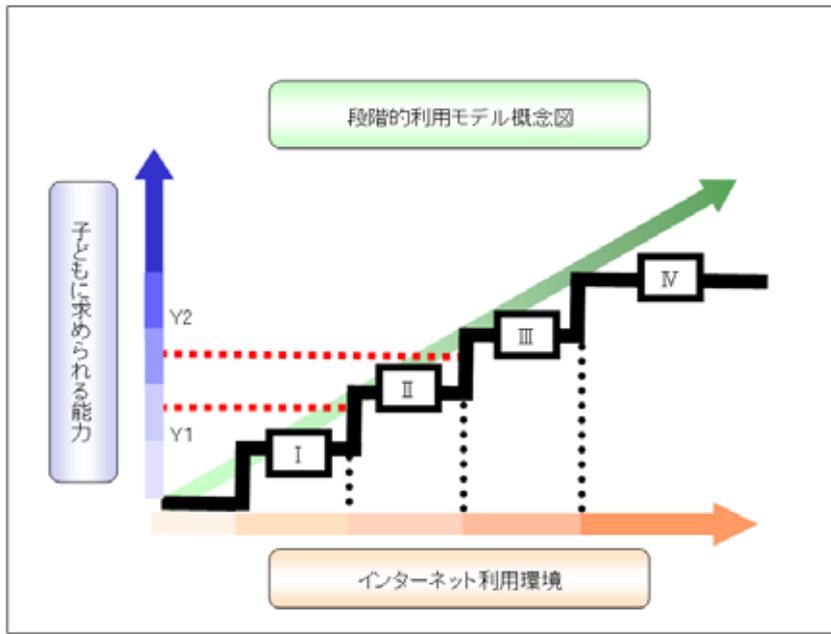


図2は、インターネット利用環境と子どもに求められる能力を座標軸で表現したものです。x軸はインターネット利用環境であり、右に行けば行くほど、制限を受けることのないインターネット利用環境であることを表しています。y軸は子どもに求められる能力であり、上に行けば行くほど子どもに求められる能力が高いことを意味します。緑の矢印のベクトルは、x軸とy軸の相関関係を表したものです。この図では、x軸の値が高くなれば

ばなるほどy軸で求められる値も高くなっていきますので、両者の相関関係は正比例の関係にあります。

それでは次に、図3「段階的利用モデル概念図」をご覧ください。

図3 段階的利用モデル概念図



x軸とy軸の色の変化に注目してください。図2では、軸の値が高くなるにつれて少しずつ濃くなっていくグラデーションとなっていました。図3では、同じ濃さの色が一定の長さを持って進み、少し濃くなってまた一定の長さが続くということが繰り返されています。x軸を数種類で色分けしたのは、現実に提供されているインターネット利用環境の制限手段に鑑みたものです<sup>1</sup>。y軸がx軸に対応して色分けしてあるのは、あるインターネット利用環境を子どもに与える場合に求められる子どもの能力を特定したに基づきます。

図3では、緑の矢印のベクトルとは別に、黒い階段状の線が表されています。緑の矢印のベクトルはx軸とy軸の正比例の相関関係を表したのですが、図3においてはx軸のインターネット利用環境とy軸の子どもに求められる能力が段階化されたため、正比例の相関関係をそのまま維持することはできません。これを踏まえて相関関係の内容を修正したのが黒い階段状の線です。これは、x軸のインターネット利用環境を与えるために求められる子どもの能力は何かを、緑のベクトルと関連させながら表したものです。

<sup>1</sup> **インターネット利用環境の種類** 保護者が子どもに携帯電話を買い与える場合を例にとって説明すると、次のとおりです。

携帯電話を通じて提供されているサービスとしては、通話・メール送受信・インターネット接続の各種機能がある一方で、フィルタリングや利用時間帯などの制限系サービスも同時に用意されています。保護者が子どもに携帯電話を買い与える場合、すでに提供されているサービスの中から必要なものを選択して利用させることができるに過ぎません。したがって現実的には、インターネット利用環境の種類は、「ごく限られたいくつかの段階に分かれているだけに過ぎない」と整理することができます。図3においてx軸を数種類で色分けしたのは、このような実情に照らしたに基づきます。

本報告書では、黒い線の から までの部分（x軸とy軸が関連している部分）を「段階」といい、x軸における色の区切りを「期のインターネット利用環境」、y軸における色の区切りを「期の子どもに求められる能力」といって区別することとします<sup>2</sup>。

ここまで述べてきたところからも明らかなように、段階的利用モデルは、インターネット利用環境、子どもに求められる能力、段階の三つの要素から構成されます。そこで、次項では、段階的利用モデルを構成する三つの要素について、順次検討を加えていくことにします。

## 2 段階的利用モデルの要素

### (1) インターネット利用環境

段階的利用モデルの第一の要素は、インターネット利用環境です。段階的利用モデルの図ではx軸として表されます。インターネット利用環境とは、インターネットの利用に関して影響を及ぼす一切の事情を総称した表現であり、推進的要素と制約的要素に大別されます。

表1 子どものインターネット利用環境に影響を及ぼす事情

推進的要素	制約的要素
<ul style="list-style-type: none"><li>・通信機器(携帯、PC、ゲーム等)を与える</li><li>・メールの送受信機能の利用を認める</li><li>・インターネット接続機能の利用を認める</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定の相手とのメール利用のみを認める</li><li>・保護者が見守っている状態での利用のみを認める</li><li>・特定のサイトの閲覧利用のみを認める (フィルタリング・ホワイトリスト方式)</li><li>・特定のサイトの閲覧利用(は認めない (フィルタリング・ブラックリスト方式)</li></ul>

推進的要素とは、インターネット利用環境を拡大させる方向に影響を与える事情であり、子どもに通信機器を買い与えたり、メールの送受信機能やインターネット接続機能の利用を認めたりすることなどがこれに当たります。一方、制約的要素とは、インターネット利用環境を縮小させる方向に影響を与える事情であり、子どもに対して通信機器の利用に関するルールを設けたり、フィルタリング機能を利用してインターネット利用に一定の制約を設けたりすることなどが含まれます(表1参照)。

保護者は子どもに対して、パソコンを買い与えることも買い与えないこともできます。また、家族共用のパソコンを使わせる場合もあるでしょう。保護者が子どもにパソコンを与

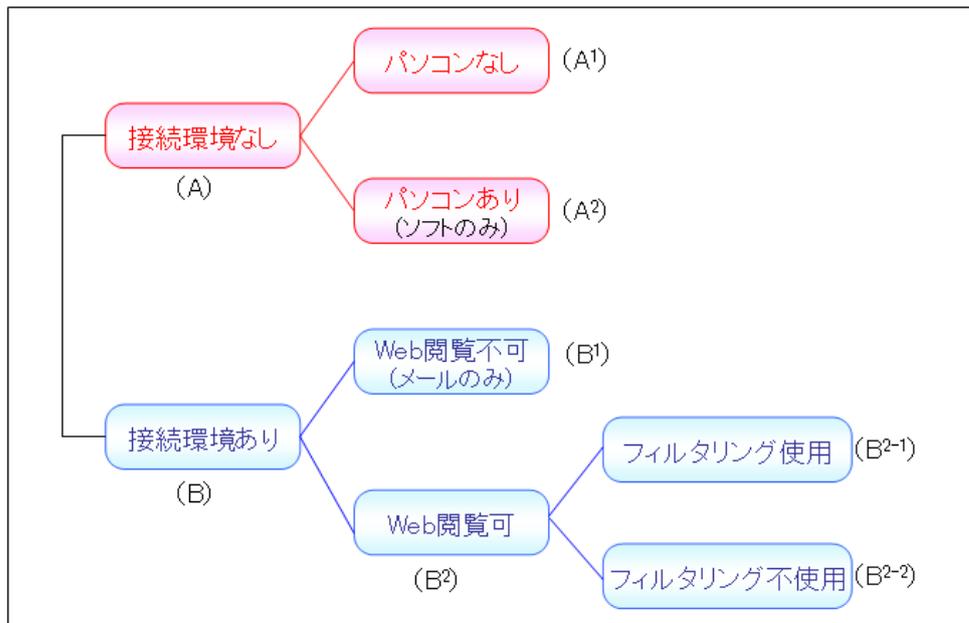
<sup>2</sup> 「段階」とx軸・y軸の関係 保護者が子どもに の段階のインターネット利用を認めるかどうかを判断する場合を例にとって「段階」とx軸・y軸の関係を検討します(図3参照)。

保護者が子どもに の段階のインターネット利用環境(x軸)を認めるためには、 の段階に求められる能力が子どもに備わっている必要があります(y軸)。これは、後述の各論に照らして保護者が子どもの能力を確認し、子どもの能力の段階が の段階に求められるレベルか否かを判断することによって定まります。従って、子どもに の段階に求められる子どもの能力が備わっていればその段階のインターネット利用環境を与えることが許容されますが(図のY2の場合)、 の段階に求められる子どもの能力を下回っていれば認めることはできません(図のY1の場合)。

える（使わせる）場合でも、メールの送受信機能やインターネット接続機能の利用を認めるか否かを決定しますし、さらに子どもとの話し合いでパソコンの利用に関する独自のルールを定めたり、フィルタリングサービスを利用するか否かを判断します<sup>3</sup>。子どものインターネット利用環境は、このような保護者による決定が積み重なって形成されるもので、保護者が子どもにどのようなことをさせたのかによって左右されます<sup>4</sup>。

そこで、どのようなインターネット利用環境を与えるべきかが保護者にとっての関心事となってきますが、先に述べたように、現実には保護者が子どものために選択できるインターネット利用環境はそれほど多くありません。さきほど、インターネット利用環境に影響を与える事情として推進的要素と制約的要素があるという分類を示しましたが、保護者がそれらの事情を選択した結果、子どもに与えられる実際のインターネット利用環境にどのようなものがありうるのかという観点から整理すると、次のように分類することができます（図4参照）。

図4 インターネット利用環境の分類（パソコンの場合）



インターネット利用環境を大別すると、インターネットへの接続環境がない場合（A）と、接続環境がある場合（B）の二つに分類されます。

まず、接続環境がない場合（A）について検討すると、これは、パソコンを与えない場合（A<sup>1</sup>）と、パソコンを与える場合（A<sup>2</sup>）に細分されます。後者は、パソコンにインストールされているソフトウェアの利用だけを認めるような態様です。

<sup>3</sup> **フィルタリングサービス** フィルタリングサービスとは、子どもにとって好ましくないサイトを子どもの携帯電話やパソコンから見られなくするサービスで「閲覧制限サービス」や「有害サイトブロックサービス」とも言われます。

<sup>4</sup> **保護者の意思とインターネット利用環境** 子どものインターネット利用環境が保護者の意思と無関係に形成される場合もあります。例えば、学校の授業中や友達の家でインターネットを利用する場合などです。

次に、接続環境がある場合（B）について検討すると、これは、ウェブの閲覧を認めない場合（B<sup>1</sup>）とウェブ閲覧を認める場合（B<sup>2</sup>）に大別されます。ウェブ閲覧を認めない場合（B<sup>1</sup>）というのは、メール機能の利用だけを認める態様です。ウェブ閲覧を認める場合（B<sup>2</sup>）は、フィルタリングサービスを利用する場合（B<sup>2-1</sup>）と利用しない場合（B<sup>2-2</sup>）に細分されます<sup>5</sup>。

段階的利用モデルのx軸は、以上の分類をインターネット利用環境の狭い順から並べた上で、各段階で子どもに利用させるインターネットサービスと関連づけて構成されています（表2参照）。

表2 インターネット利用環境の分類と段階の関係（パソコンの場合）

	パソコン	接続環境	備考	
A <sup>1</sup>	×	×	パソコンを与えない	
A <sup>2</sup>	○	○	サイト閲覧のみ	I
B <sup>1</sup>	○	○	サイト閲覧+メール	II
B <sup>2-1a</sup>	○	○	サイト閲覧+メール+投稿(ブログ等)	III
B <sup>2-1b</sup>	○	○	SNS利用、ネット上の買い物	IV
B <sup>2-2</sup>	○	○	自由なインターネット利用環境	

## (2) 子どもに求められる能力

段階的利用モデルの第二の要素は、子どもに求められる能力です。段階的利用モデルの図ではy軸として表されます。子どもに求められる能力とは、x軸のインターネット利用環境を子どもに与えるために必要な能力をいいます。

段階的利用モデルでは、子どもに求められる能力を、道徳的意識（以下、「モラル・コミュニケーション面で必要な力」といいます。）と情報技術の理解（以下、「知識・スキル面で必要な力」といいます。）に二分しました。それぞれの内容は、次のとおりです。

**モラル・コミュニケーション面で必要な力：**道徳的意識を身に付けることであり、具体的には、自分自身を律する節度や思慮、相手方を意識した思いやりや礼儀、社会のルールへの尊重の思いを持つことなどがこれにあたります。相手への思いやりをもってコミュニケーションできることも含まれます<sup>6</sup>。

**知識・スキル面で必要な力：**情報技術に関する知識を理解することであり、具体的には、インターネットの特性、インターネット利用に関連するルール、安全に利用

<sup>5</sup> **フィルタリングサービスの実態** フィルタリングの方式は数種類存在しますが、代表的なのは、「ホワイトリスト方式」と「ブラックリスト方式」の二つです。このいずれにも属さないフィルタリングサービスもあります。パソコンのフィルタリングサービスは閲覧させる（閲覧させない）サイトやカテゴリーを利用者（保護者）が任意に選ぶことができるのに対し、携帯電話のフィルタリングサービスは、仕様上の制限等から利用者が自由に設定できる余地が限られるのが現状です。

<sup>6</sup> **モラル・コミュニケーション面で必要な力の「モラル」** 段階的利用モデルで用いる「モラル・コミュニケーション面で必要な力」の「モラル」とは、「(1)道徳。倫理。習俗。(2)道徳を単に一般的な規律としてではなく、自己の生き方と密着させて具象化したところに生まれる思想や態度」という意味で用いており（広辞苑）「情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」として定義される「情報モラル」の「モラル」とは異なります。

するために必要な知識などを理解することなどがこれにあたります。

同じようなアプローチを行ったものとしては、文部科学省委託事業で作成された「情報モラル指導モデルカリキュラム表」がありますが、子どもネット研では、これを参考にしつつも、保護者による使いやすさに主眼を置いて、段階ごとに異なる能力を設ける方法を採用しました<sup>7</sup>。

### (3) 段階

段階的利用モデルの第三の要素は、段階です。段階的利用モデルでは、インターネット利用環境を与えるために求められる子どもの能力は何かを、緑のベクトルと関連させながら表しました(図3参照)。前述したとおり、本報告書では、図3の から までの部分を「段階」といい、これは、x軸のインターネット利用環境の段階とy軸の子どもに求められる能力の段階から構成されます。

段階的利用モデルでは、図3の を体験期、 を初歩的利用期、 を利用開始期、 を習熟期と呼びます。詳細は後述します<sup>8</sup>。

## 3 段階的利用モデルの必要性

### (1) 現状認識

段階的利用モデルは、「子ども」による「インターネット利用」を段階的に認めていこうという試みから生まれたもので、次の二つの現実認識を基礎に置いています。

「子ども」による「インターネット利用」には危険が伴うこと。

「インターネット利用」を適切に行うために必要な能力は、実際にインターネットを使って経験しなければ身に付かないこと。

第一の点については、公の機関による統計や各種の事件報道などを通じて一般的に共有された問題認識であると考えられます<sup>9</sup>。また、第二の点については、インターネットの特性についての初歩的な理解や経験の不足が原因と思われる事件や事故を起こすような成人が後を絶たないという事実からも、容易に類推できるものと考えられます。この点については、子どもネット研の第一期報告書において既に検討済みですので、詳しくはそちら

<sup>7</sup> 情報モラル指導モデルカリキュラム表との相違 「情報モラル指導モデルカリキュラム表」では、カリキュラムの内容が五つに分類され、それぞれの分類ごとに、五つの区分の年齢で目標とすべき能力の内容が細かく記されています。段階的利用モデルの子どもに求められる能力の検討に当たってはこのカリキュラムを参考にしました。

<sup>8</sup> 段階について 各段階の具体的内容については、各論で詳述します。

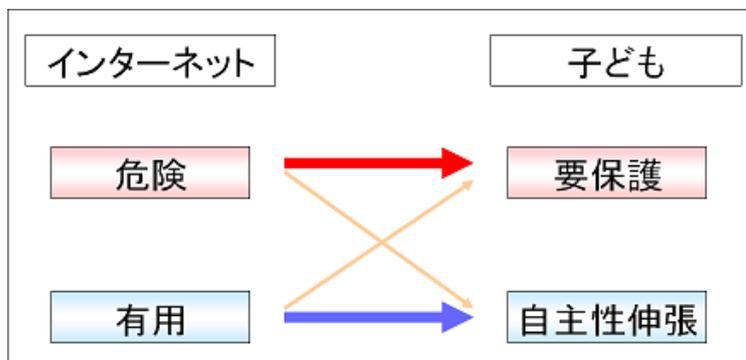
<sup>9</sup> 子どもによるインターネット利用の危険性について 2009年8月に警察庁から発表された「平成21年上半期のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について」によれば、出会い系サイトを利用して被害に遭った児童の数は、2004年から2007年まで4年連続で1,000人を超えていましたが、2008年には724人、2009年上半期は265人ととどまっております。一方、出会い系サイト以外のサイトを利用して犯罪の被害に遭った児童の数は、2009年上半期には545人になっており、2008年が年間792人(2009年2月の警察庁発表による)であったことと比べ増加傾向にあるといえます。その他にも、ネット上でのいじめ被害や不適切な個人情報の書き込みなどのトラブルが各地で報告されています。

をご覧ください<sup>10</sup>。

## (2) 段階的利用モデルの考え方の特徴

子どものインターネット利用に関わる問題については、対極的な議論が行われることがあります。第一の考え方は、インターネットは危険なものであるから子どもに一切利用させるべきでなく、どのようにすればインターネットの危険から子どもを守ることができるかという観点からこの問題を検討していく立場です。第二の考え方は、インターネットは非常に有用であるから早くから子どもに利用させるべきで、どのように子どもの自主性を伸ばしていくかという観点からこの問題を検討していく立場です。第三の考え方として、両者の中間的な立場もあります（図5参照）。

図5 子どもたちのインターネット利用に関する議論



これらの議論は、インターネットを危険なものとして捉えるか、有用なものとして捉えるか、子どもを保護の客体として捉えるか、それとも自主性を伸ばす主体として捉えるか、に関する考え方の違いから生じるものです。

これに対し、段階的利用モデルは、「インターネット」と「子ども」を次のように位置づけている点で特徴があります。

第一に、「インターネット」については、危険な側面と有用な側面の両面を持つことを前提としています。もし、インターネットに危険な側面がないと考えるのであれば、子どもに対して始めから全面的にインターネットの利用を認めてしまえばよいわけですが、そのような考えを採りません。また、もしインターネットに有用な側面がないと考えるのであれば、子どもに対するインターネット利用を全面的に否定してしまえばよいわけですが、そのような考え方も採りません。段階的利用モデルは、インターネットに危険な側面と有用な側面があることを前提として、両者の調和を図りながら子どもによる利用を認めていく考えに立っています。

例えば、段階的利用モデルは、体験期のように子どもの段階が低いうちには、子どもにインターネット利用環境を認める条件として、広範囲のフィルタリング設定を行うこと、子どもによるインターネット利用中には保護者の常時監視が必要であること、子どもが一定の能力を身につけることなどを求めています（13～16頁参照）。これはインターネット

<sup>10</sup> 大人によるインターネット利用とトラブルについて 子どもネット研・第一期報告書 13～14頁参照。

トの危険な側面と有用性の側面の調和を図るという第一の特徴が現れたものです。

第二に、「子ども」については、保護すべき客体であり、自主性を伸ばすべき主体でもあると捉えています。もし、子どもの保護が必要ないのであれば、はじめから子どもに何の制約のないインターネット利用環境を与えてしまえばよいということになりますし、また、もし、子どもの自主性を伸ばす必要がないのであれば、インターネット利用環境を全面的に子どもから取り上げてしまえばよいということになります。

しかし、段階的利用モデルは、子どもを保護してその安全の確保を最優先の課題とした上で、子どもにインターネットの使い方を学ばせていく必要があるという考えに立っています。例えば、段階的利用モデルは、子どもによるインターネット利用をパソコンから開始するものとし、携帯電話からのインターネット利用もパソコンでの利用経験を積んだ後に認める考えに立っていますが（17頁、34頁参照）これは子どもを保護しつつ自主性尊重を図るという第二の特徴が現れたものです。

## 第2 段階的利用モデルの内容・各論

### 1 序

段階的利用モデルは、インターネット利用環境と子どもに求められる能力の「相関関係」を踏まえた上で、「段階」を設けてモデル化したものです。そして、総論では、段階的利用モデルの要素であるインターネット利用環境（x軸）と子どもに求められる能力（y軸）について検討してきました。

各論では、体験期、初歩的利用期、利用開始期、習熟期の四つの各段階においてどのようなインターネット利用環境を与えてよいか、そのために子どもに求められる能力はどのようなものを示し、必要事項を順次解説していくことにします。

また、各論の最後に「補足」を設け、パソコンでのインターネット利用をした経験がない子どもが携帯電話からインターネット利用を開始する場合の問題について触れることにします。

### 2 体験期

#### (1) 概要

体験期とは、子どもに対してパソコンによるサイト閲覧までの利用を認める段階です。学齢としては、公立の学校でも授業の中でインターネット接続されたパソコンの利用が始まる小学校中学年程度の子どもの想定しています<sup>11</sup>。子どもがサイト閲覧を行う際には、フィルタリングサービスを利用すること、保護者が隣に居て子どもの利用状況を見守ることが必要な時期と位置づけています<sup>12</sup>。そして、そのような段階のインターネット利用環境を子どもに与えるためには、子どもに一定のモラル・コミュニケーション面で必要な力および知識・スキル面で必要な力の両方がバランスよく備わっていることが不可欠です。

これらの概要を示したものが表3です。

表3 体験期概要

インターネット利用環境	子どもに求められる能力
【推進的要素】 (a) パソコン ・サイト閲覧までの利用を認める。	【モラル・コミュニケーション面で必要な力】 約束や決まりを守ることができる。 危険なことに出会ったら大人に相談できる。

<sup>11</sup> **段階と学齢** 学齢は、各段階の「目安」として示したものです。したがって、小学校中学年になったからといって、体験期において子どもに求められる能力がすべからく備わっているものではなく、個々の子どもによって個人差があります。

<sup>12</sup> **セキュリティソフトの利用について** パソコンでインターネットを利用する以上、セキュリティ（ウイルス対策）ソフトを利用することも前提になります。体験期で子どもに求められる能力（17頁）は、セキュリティの理解に関するものです。

<p>(b) 携帯電話 ・必要やむをえない場合に限って、買い与える。</p> <p>【制約的要素】</p> <p>(a) パソコン ・保護者が隣で見守る。 ・フィルタリングサービスを利用する。 ・メールの利用は認めない。</p> <p>(b) 携帯電話 ・通話機能の利用のみ許容する。 ・インターネット接続機能の利用は許容しない。</p>	<p>【知識・スキル面で必要な力】</p> <p>インターネット上には危険なウェブサイトや誤った情報が存在することを知っている 個人情報の大切さ、他人に漏らしてはいけないことを知っている。</p>
---	--

## (2) 解説

### ア 体験期のインターネット利用環境

子どもに対してパソコンでサイト閲覧を認める場合に想定されるリスクとしては、次のようなものが考えられます。

表4 体験期に想定されるリスク

<p>A 違法又は公序良俗に反する有害な情報に接する恐れ</p> <p>B 子どもに見せることが好ましくない成人向けコンテンツに接する恐れ</p> <p>C 不正確又は虚偽の情報に接して悪影響を受ける恐れ</p> <p>D 架空請求（ワンクリック）詐欺や、フィッシングサイトの被害に遭う恐れ</p> <p>E サイトの閲覧に夢中になって、子どもの生活リズムが乱れる恐れ</p> <p>F 浪費する恐れ</p>
--

体験期の子どもは判断力が未熟なので、このようなリスクを放置したまま、サイト閲覧という推進的要素を与えることは許容できません。一定程度以下にリスクを低減させ、何か問題が発生してもすぐに対処できる環境を用意することが必要です。そのためには、フィルタリングサービスの利用および保護者の見守りなどの適切な制約的要素を設けることが必要です。

#### (a) フィルタリングサービスの利用

一般に、パソコン用のフィルタリングサービスでは様々な機能が用意されていますが、段階的利用モデルでは、分野別のサイト閲覧制限機能、アクセス履歴確認機能および個別サイトのブロック機能を使います。

まず、分野別のサイト閲覧制限機能を使って、表5に掲げるサイトの閲覧を制約する設定を行います。

表5 制約対象となるサイト分野の例<sup>13</sup>

<p>Yahoo! あんしんねっとの分類例</p> <p>a 違法又は公序良俗に反する有害なサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力の助長、自殺の肯定と助長、薬物の製造法や利用法、フィッシング詐欺、違法情報など</li> </ul> <p>b 子どもに見せることが好ましくない成人向けサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セックス・ヌードなどのポルノ、出会い系</li> </ul> <p>c 子どもの生活リズムを乱す恐れがあるサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブルや賭け事、娯楽</li> </ul> <p>d その他のサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブメール、掲示板、ブログ、ウェブチャット、ショッピング</li> </ul>
<p>ネットスターの分類例</p> <p>a 違法又は公序良俗に反する有害なサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法、薬物、自殺、暴力・恐怖、裏情報</li> </ul> <p>b 子どもに見せることが好ましくない成人向けサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポルノ、出会い、飲酒・喫煙、成人娯楽、主張</li> </ul> <p>c 子どもの生活リズムを乱す恐れがあるサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブル・宝くじ、趣味・娯楽（ゲーム、動画、音楽、占い、タレント・芸能人、娯楽一般、プロスポーツ）</li> </ul> <p>d その他のサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション、ショッピング、懸賞・副収入、セキュリティ、翻訳・キャッシュ</li> </ul>

このように、a、b、cおよびdのサイトの閲覧を制約する設定を行うことにより、A、B、DおよびFのリスクを極小化することができ、また、CおよびEのリスクも相対的に低減することが可能になります。

次に、アクセス履歴確認機能および個別サイトブロック機能に関してですが、これは保護者の見守りの箇所です。ここで言及することは省略します。

## (b) 保護者の見守り

体験期における保護者の見守りは、子どもがパソコンでインターネットを利用しているときの見守りと、利用していないときの対応の二つに大別されます。

まず、子どもがパソコンでインターネットを利用しているときの見守りについて検討します。体験期の子どもを持つ保護者には、子どもがパソコンを使ってインターネットを利用している間、隣にいて子どもの利用状況を常時監視することが求められます。その理由は二つあります。理由の第一は、フィルタリングサービスの網にかからなかったサイトを子どもが閲覧するのをブロックするためであり、第二は、子どもが未熟であるがゆえに突

<sup>13</sup> 子どもに不適切なサイトの分類 ここでは参考までに、ヤフー株式会社が無償で提供しているフィルタリングソフトである [Yahoo! あんしんねっとの分類](#) および、ネットスター株式会社の [家庭向けフィルタリング分類基準](#) を記載しています。その他の家庭向けフィルタリング分類でも、ほぼ同等の分野の制限が可能です。一部の分野名称が異なる場合があります。

発的に生じる問題に迅速に対処するためです。

フィルタリングの利用によって極小化されたA、B、DおよびFのリスクは、保護者による常時監視によりほぼゼロに近づくとともに、また、CおよびEのリスクにも十分な対応をすることが可能になります。利用中に子どもが不適切なサイトを閲覧した場合には、それ以降の当該サイト閲覧を防ぐために、フィルタリングサービスの個別サイトブロック機能を使って禁止します。

次に、利用していないときの対応について検討します。子どもがパソコンでインターネットを利用しているとき以外にも見守りが必要となる第一の理由は、子どもが閲覧するのに適していないサイトがフィルタリングサービスの利用によってきちんとブロックされたことを確認するためであり、第二は、子どもが保護者に隠れて、保護者の見守っていない時間にパソコンを利用することを防止するためです。利用していないときの対応は、フィルタリングサービスのアクセス履歴確認機能を使って行います。

保護者の見守りが実効性を失って機能しなくなると、子どもを守るために機能する制約的要素がフィルタリングに限定されることになりませんが、フィルタリングサービスの持つ技術的な限界に鑑みるとそれは適切な制約環境ではありません<sup>14</sup>。保護者の見守りがきちんと機能するためには、利用中の常時監視だけでなく利用後のアクセス履歴の確認も不可欠と考えられます。

## イ 体験期において子どもに求められる能力の内容

子どもに対して体験期のインターネット利用環境を与えるためには、その前提として次に挙げる能力を子どもが備えていることが求められます。保護者の目から見て、子どもがこれら二種類の能力を身につけていないと判断される場合には、家庭でのインターネット利用の開始を焦ることなく、日常生活の習慣づけや様々な活動・経験を通じて、子どもの成長を促すこととなります。

### モラル・コミュニケーション面で必要な力：約束や決まりを守ることができる

パソコンでインターネットを利用してサイトを閲覧することは、子どもにとっては未知の世界を垣間見る体験を含むため、夢中になってあっという間に時間が過ぎてしまいます。フィルタリングソフトを利用することで閲覧できるサイトの範囲を狭めたとはいえ、パソコンでインターネットを利用すること自体が楽しくて仕方がないという子どもが少なくありません。

そこで、保護者が子どもに対して体験期のインターネット利用環境を与えるに当たっては、利用できるのは「一日何時間まで」、あるいは「夜何時まで」などの約束をして守らせる必要があります。「危険な経験をした際には、保護者にすぐ知らせる」といったことも約

---

<sup>14</sup> **フィルタリングサービスの限界** フィルタリングサービスは、子どもに閲覧させることが不適切なサイトの多くを効率よくブロックするために開発されているものですが、その全てを絶対確実に制約できることを保障するものではありません。利用者の少ないサイトや、短期間のうちにコンテンツの内容が大きく変化するサイト、新しく開設されたばかりのサイトなどについては、フィルタリングの対象となっていない場合が考えられます。保護者の常時監視による見守りが必要なのは、そのような場合には保護者による迅速な関与の下で適切に対応することが不可欠だからです。

束しておく必要があります。テレビやゲームと同様、子どもが約束や決まりを守ることができるようになっていくことが、この段階に進むための大前提となります<sup>15</sup>。

### **モラル・コミュニケーション面で必要な力：危険なことに遭遇したら大人に相談できる**

フィルタリングサービスの利用と保護者の見守りによって、体験期の子どもが不適切な情報に無防備にさらされる恐れは相当程度低減していますが、ゼロになることはありません。何か問題が生じたときに、未熟な判断力しか備えていない子どもが自分の判断で対処することはできません。知らないこと、危険なこと（＝子どもが判断すべきでないこと）に遭遇したときには、保護者などの大人に相談して適切な対応を求める必要があります。そのために求められるのが の能力です<sup>16</sup>。

### **知識・スキル面で必要な力：インターネット上には危険なウェブサイトや誤った情報が存在することを知っている**

インターネット上には、フィッシングやワンクリック詐欺、コンピュータウイルスを頒布するサイトなどのように悪意のある危険なウェブサイトや不正確な情報を記載したサイトが存在しており、十分な注意が必要です。これらのサイトで被害に遭わないために の能力が必要です。

### **知識・スキル面で必要な力：個人情報の大切さ、他人に漏らしてはいけないことを知っている。**

インターネット上で生じるトラブルは、しばしば個人情報の不適切な書き込みや流出・漏えいによって深刻化します。体験期とはいえ、パソコンを使ってインターネットを利用する以上、 の能力は、インターネットユーザーの一人として必ず理解しておく必要があると考えられます<sup>17</sup>。

---

<sup>15</sup> **パソコン利用のルール** パソコン利用のルールで定めることが求められる事項として、次のものが考えられます。 利用時間、 利用することが認められるサービス、 禁止行為、 保護者に相談すべき場合、 フィルタリングの利用、 見守りに関する取り決め。

<sup>16</sup> **の能力について** の能力は、厳密には、( )危険を認識できる能力、( )大人に相談を求める必要性を判断できる能力、( )相談事項を適切な表現で伝えることができる能力に三分することができますが、体験期の子どもに求められるのは( )の必要性判断力です。( )の危険認識力や( )の表現力については、それほど厳格に求める必要はありません。例えば、( )については、危険な事項とそうでない事項を厳密に区別できることまでは必要なく、パソコンの使い方など分からないことを大人に積極的に相談することができれば能力があるとみなして差し支えありませんし、( )についても、相談を受ける大人が聞いて理解できる程度の表現力を身に付けていれば、能力があるとみなして差し支えありません。

<sup>17</sup> **個人情報の範囲** ここでいう「個人情報」とは、パソコンでインターネットを利用する際に必要となる一切の個人的情報を意味し、個人情報保護法第2条第1項でいうところの「個人情報」に限られません。したがって、IDやパスワードなどの、それ自体では生存する特定の個人を識別できる情報とはいえないものも含まれます。

## ウ 携帯電話の利用について

体験期の子どもに与えてよいインターネット利用環境は、基本的にはパソコンによるサイト閲覧に限られ、携帯電話を与えることは認められません。

携帯電話を与えることには、悪意のある大人が子どもとダイレクトにコンタクトを取って、保護者の知らぬ間に呼び出しなどを行い、子どもの生命・身体などが危険にさらされる懸念（ダイレクトコンタクト機能のリスク）があります。判断力が未熟な体験期の子どもにとっては、悪意のある大人からのダイレクトコンタクトを受けた際にこれに適切に対処することはきわめて難しいと考えられるからです<sup>18</sup>。段階的利用モデルは、子どもによるインターネット利用をパソコンからスタートし、パソコンでの先行利用の経験を踏まえた上で、その後、携帯電話からのインターネット利用を認めるという考え方に立っています。

しかし、保護者が必要やむをえないと判断する場合には、イに示した全ての能力が備わっていることを必要条件として携帯電話を買い与えることも認められると考えます<sup>19</sup>。ただし、その場合に認められるのは通話機能の利用までで、通話の相手方について範囲を特定し、それ以外の人とは携帯電話を使って連絡を取らないことを子どもと約束する必要があります。通話機能にはダイレクトコンタクト機能のリスクがありますので、定期的に子どもの携帯電話の利用状況（通話履歴）をチェックして、約束が守られていることを確認することが必要です。約束違反があった場合にはしっかりと注意し、約束違反の態様によっては利用を禁止するなどの措置を取ることが求められます（携帯電話利用のルールについて、33頁注44参照）。また、メールなどインターネット接続機能を利用することは認められず、契約しないことが前提になります。

## 3 初歩的利用期

### (1) 概要

初歩的利用期とは、子どもに対してパソコンでサイト閲覧とメールの送受信までの利用を認める段階です。学齢としては、小学校高学年程度の子どものみを想定しています。初歩的利用期においては、体験期と同じく、フィルタリングサービスを利用すること、保護者が隣にいて子どもの利用状況を見守ることが必要とされますが、体験期において身に付けた経験やこの間の成長を踏まえ、サイト閲覧に関して一定の限度で利用範囲の拡大を許容する時期であると位置づけています。そして、そのようなインターネット利用環境を子どもに与えるためには、子どもにもそれにふさわしい水準で、モラル・コミュニケーション面で必要な力および知識・スキル面で必要な力が備わっていることが不可欠です。

これらの概要を示したものが表6です。

<sup>18</sup> **ダイレクトコンタクト機能のリスク** ダイレクトコンタクト機能のリスクについては、子どもネット研・第一期報告書41頁以下、特に44頁以下参照。

<sup>19</sup> **必要やむをえない場合** 必要やむをえない場合とは、携帯電話を持たせることによって生じるリスクよりも、携帯電話を持たせるメリットのほうが大きいと保護者が判断する場合があります。携帯電話を持たせると、悪い大人が子どもとダイレクトにコンタクトできるというリスクがありますが、それを上回るようなメリット、例えば子どもが塾に通っているなど、夜間の移動時の安全に不安があるような具体的な事情がある場合には、携帯電話を与えたほうが良いと判断される場合もあります。

表6 初歩的利用期概要

インターネット利用環境	子どもに求められる能力
<p>【推進的要素】</p> <p>(a) パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイト閲覧の利用範囲を拡大する。</li> <li>・メールの利用を認める。</li> </ul> <p>(b) 携帯電話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要やむを得ない場合は、保護者などの特定の相手に限り、メール利用を認める。</li> </ul> <p>【制約的要素】</p> <p>(a) パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が隣で見守る。</li> <li>・フィルタリングサービスを利用する。</li> </ul> <p>(b) 携帯電話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験期と同じ</li> </ul>	<p>【モラル・コミュニケーション面で必要な力】</p> <p>相手や目的に応じて、適切に文章を書くことができる。</p> <p>他人を思いやり、相手の気持ちを考えた行動ができる。</p> <p>健康や学習を優先し、節度のある使い方ができる。</p> <p>【知識・スキル面で必要な力】</p> <p>メールなどインターネット上での情報発信は、書いた内容の記録が必ず残ることを知っている。</p> <p>情報が正しいかどうかを調べて、信憑性を確認することができる。</p>

## (2) 解説

### ア 初歩的利用期のインターネット利用環境

子どもに対してパソコンでサイト閲覧やメールの送受信を認める場合に想定されるリスクとしては、次のものが考えられます。

表7 初歩的利用期に想定されるリスク

A ~ F 表4(サイト閲覧に伴うリスク 14頁参照)
G 友人間トラブルの恐れ(喧嘩、いじめなどの加害者・被害者になること)
H 悪意ある大人から呼び出しを受ける恐れ
I 迷惑メールによる被害を受ける恐れ
J メール送受信に夢中になって、子どもの生活リズムが乱れる恐れ

AからFまではサイト閲覧に伴うリスクであり、体験期で検討した内容と同じです。GからJまでは、メールの送受信の利用を認めるのに伴って想定されるリスクです。

初歩的利用期の子どもは、まだ判断力が十分でないので、このようなリスクが存在した状態で、サイト閲覧やメールの送受信という推進的要素を与えることは許容できません。体験期と同じように、フィルタリングサービスの利用と保護者の見守りという制約的要素を設けて、子どものインターネット利用環境のリスクを低減する必要があります。

#### (a) フィルタリングサービスの利用

フィルタリングサービスを利用して適切な制約を設けることに関しては、基本的には体

験期と同じです。したがって、分野別のサイト閲覧制限機能、アクセス履歴確認機能および個別サイトブロック機能の三つを使います。

まず、分野別のサイト閲覧制限機能についてですが、初歩的利用期では、体験期の経験を踏まえてサイト閲覧の制約対象を狭める（閲覧可能なサイトの範囲を拡大する）ことが認められます。具体的には、ゲームサイト<sup>20</sup> およびウェブメールについては、保護者の見守りを前提に、利用を許容して差し支えありません。

その結果、サイト閲覧制限機能を使って制約対象とすべきサイトは、以下のとおりです。

表8 制約対象となるサイト分野の例<sup>21</sup>

<p>Yahoo! あんしんねっとの分類例</p> <p>a 違法又は公序良俗に反する有害なサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力の助長、自殺の肯定と助長、薬物の製造法や利用法、フィッシング詐欺、違法情報など</li> </ul> <p>b 子どもに見せることが好ましくない成人向けサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セックス・ヌードなどのポルノ、出会い系</li> </ul> <p>c 子どもの生活リズムを乱す恐れがあるサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブルや賭け事</li> </ul> <p>d その他のサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブチャット、掲示板、ブログ、ショッピング</li> </ul>
<p>ネットスターの分類例</p> <p>a 違法又は公序良俗に反する有害なサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法、薬物、自殺、暴力・恐怖、裏情報</li> </ul> <p>b 子どもに見せることが好ましくない成人向けサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポルノ、出会い、飲酒・喫煙、成人娯楽、主張</li> </ul> <p>c 子どもの生活リズムを乱す恐れがあるサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブル・宝くじ</li> </ul> <p>d その他のサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション、ショッピング、懸賞・副収入、セキュリティ、翻訳・キャッシュ</li> </ul>

次に、アクセス履歴確認機能および個別サイトブロック機能に関してですが、これは保護者の見守りの箇所で説明しますので、ここで言及することは省略します。

### (b) 保護者の見守り

初歩的利用期における保護者の見守りは、基本的に体験期と異なりません。すなわち、

<sup>20</sup> 初歩的利用期において許容されるゲーム 初歩的利用期において利用することができるゲームは一人プレイ用のゲームに限られ、対戦型のゲームやチャット機能がついたゲームは除かれます。理由は後述します（21頁注22参照）。

<sup>21</sup> 体験期との相違 Yahoo! あんしんねっとの分類例では、娯楽(c)とウェブメール(d)が、ネットスターの分類例では、趣味・娯楽系(c)とコミュニケーションサイトの一部が、それぞれ制約対象から除外されています。

子どもがパソコンでインターネットを利用しているときに隣で見守るが必要があり、子どもがインターネットを使用していないときにも必要な対応を行うことが求められます。

ただし、初歩的利用期は、体験期と比べて子どもが受けるインターネット利用環境の制約が少なくなっているため、その限度で保護者の見守りのレベルも注意が必要となってきます。体験期との相違点を列挙すると以下のとおりです。

第一に、ゲームの見守りについて注意を要することです。初歩的利用期において利用することができるゲームは一人プレイ用のゲームに限られ、対戦型のゲームやチャット機能がついたゲームを利用することは認められません。したがって、子どもが、ゲームサイトにアクセスして、対戦型・チャット機能つきゲームの利用を開始しようとした場合には、隣で見守っている保護者が制止する必要があります。また、子どもが一人プレイ用のゲームに熱中して生活リズムを崩さないよう、隣でしっかり見守り、利用時間等の約束を守らせることが重要です<sup>22</sup>。

第二に、メール利用の見守りに注意を要することです。子どもにとって、メールは、学校の友だちなどとの意思疎通を図るために用いられることが多いと思われませんが、保護者としてはメール利用に四つのリスク（表7のG～J）があることに注意を払う必要があります<sup>23 24 25 26</sup>。

第三に、ウェブメールについては、パソコンにインストールされているメールソフトとは異なった注意が必要であることです。ウェブメールは提供サイト上に設定や相手の連絡先などが保存され、パソコン上ではその内容を把握することが難しくなっています。子どもが保護者に隠れて、認められないような相手とのやり取りを行うことがないように十分な注意が必要です。さらには、ウェブメールの場合、ID・パスワードを忘れると、二度と

---

<sup>22</sup> **一人プレイ用のゲームに限られる理由** 初歩的利用期において利用できるのが一人プレイ用のゲームに限られるのは次の考慮に基づきます。第一に、体験期の子どもに一人用ゲームの利用を認めなかったのは、子どもは往々にしてゲームに熱中しやすく、利用時間のルールを破って生活リズムを崩す恐れが懸念されたからでした。しかし、初歩的利用期の段階に入った子どもは、体験期で約束や決まりを守りながらパソコンを利用するという経験を積んでおり、この点に関する懸念は一定程度低下したものと評価できます。第二に、体験期の子どもに対戦型・チャット機能つきゲームを認めなかったのは、コミュニケーショントラブルやダイレクトコンタクト機能のリスクが懸念されたからでした。これに関しては初歩的利用期の子どもにおいても同様と考えられます。

<sup>23</sup> **メール利用時の見守り** メール利用の見守りに関する注意事項について主要な点を列挙すると以下のとおりです。コミュニケーショントラブルが起きないように注意すること（注24参照）。ダイレクトコンタクト機能のリスクに注意すること（18頁注18参照）。迷惑メールの被害に遭うリスクに注意すること（注25参照）。生活のリズムに乱れが生じないように注意すること（注26参照）。

<sup>24</sup> **コミュニケーショントラブルの注意** 保護者としては、子どもがメールを送信する際には相手への配慮を欠くような表現があるかどうか、受信する際には自分の子どもがメールの内容を誤解しないかどうかを見守って、トラブルが発生しないように注意する必要があります。

<sup>25</sup> **迷惑メールへの注意** 迷惑メール（スパムメール）とは、その内容にかかわらず多数の受信者に一方的に送りつけられるメッセージのことをいいます。商品宣伝のウェブサイトやフィッシングサイトなどのURLに誘導するリンクを含むものが多く、リンク先のウェブサイトに個人情報を入力することで経済的被害を受ける懸念があります。また、出会い系サイトやアダルトサイトの宣伝となっている場合も多く、メールの本文中にURLリンクが含まれている場合、クリックすることでそれらのサイトにアクセスしてしまう可能性があります。保護者としては、セキュリティソフトを導入して迷惑メールを自動的に排除するようにするほか、メールの受信時に迷惑メールが含まれていないかを見守る必要があります。なお、セキュリティソフトの利用については、13頁注12参照のこと。

<sup>26</sup> **生活リズムの乱れへの注意** メール利用開始は、友だちとのメールのやりとりで夢中になるあまり、生活リズムに狂いが生じることが懸念されます。保護者としては、子どもに対してパソコンの利用時間を定め、ルールを守った利用を心がけさせることが必要です。パソコン利用のルールについては、17頁注15参照のこと。

そのサービスを利用できなくなる恐れもあります。初歩的利用期の子どもは、すでに体験期で の能力を身に付けているので ID・パスワードの重要性について一定の理解をしているはずですが（17 頁参照）これらの両面について保護者による見守り・支援が必要です<sup>27</sup>。

## イ 初歩的利用期において子どもに求められる能力の内容

子どもに対して初歩的利用期のインターネット利用環境を与えるためには、次の能力を子どもが備えていることが求められます<sup>28</sup>。

**モラル・コミュニケーション面で必要な力：相手や目的に応じて、適切に文章を書くことができる。**

は、自分が伝えようと思っていることを、相手や目的に応じて、適切な表現で書くことができる能力を求めるものです。ただし、これは教科書に掲載されるような名文や、国文法的に正確な文章を書く能力を求めるものではありません。文章のレベルとしては、他人が読んで意味を理解できる程度のものであれば差し支えありません。

このような能力を求めるのは、メールはメッセージを文字にして相手方に伝えるものであり、伝えたい内容を文字に表現できる必要があることです。他人が読んで意味が分かる程度の文章を書くことができなければ、メールを送っても、相手方にメッセージの意味を理解してもらうことができません。

**モラル・コミュニケーション面で必要な力：他人を思いやり、相手の気持ちを考えた行動ができる。**

「思いやり」は、他人と接触する様々な場面で求められますが、メールの送受信においても同様です。

対面での接触と比べて、メールの送受信の際に意識的に気をつけなければならないことがあります。それは、メールでは相手の顔が見えないことです。面と向かって接していれば、自分の気持ちを表情で相手方に伝えたり、相手がどのような気分であるかを表情から察することもできますし、状況も察することが可能ですが、メールではそれができません。本人は冗談で書いたつもりでも、書いた内容が冗談として相手方に伝わらないことがあります。

---

<sup>27</sup> **フィッシングのリスクと対処** IDおよびパスワードを入力してログインするウェブサービス（ウェブメールに限られません。）に関しては、フィッシングによって ID およびパスワードを第三者に盗まれる恐れがあります。フィッシングされた ID は、盗み取った第三者によってパスワードを変更されて本人がログインできなくなるとともに、当該第三者によって本人を装ってサービスを利用される恐れがあります（ウェブメールの場合には、本人になりすましてメールを出すなどの行為が考えられます）。ID・パスワードをフィッシングされた場合には、すみやかに警察に連絡するなど適切な対応を取る必要があります。

<sup>28</sup> ~ **の能力のインターネット利用環境との関係** サイト閲覧を認めるのに必要な能力は体験期で習得済みと考えられますので、初歩的利用期において要求される能力は、いずれも、メール利用を開始するために求められるものです。

の能力は、そのような事態が生じるのを防止するために求められるものです<sup>29 30</sup>。

**モラル・コミュニケーション面で必要な力：健康や学習を優先し、節度のある使い方ができる。**

「節度」とはけじめのことです。けじめがつけられるというためには、メールの送受信をする時間と、勉強、食事、睡眠などの生活時間をきちんと切り替えられることが必要です。このようなけじめが求められるのは、メールの送受信に夢中になって、子どもの生活リズムが乱れる恐れ（J）を防ぐためです（21頁注26参照）。

サイト閲覧に関して類似のリスク（E）が考えられますが、サイト閲覧の場合と異なるのは、メールの送受信には相手方がいることです。他人からのメールが待ち遠しかったり、返事がいつ来るかを気に掛けたり、待たせることを恐れる場合があるなど、サイト閲覧の場合とは異なった要素が増えますので、の能力が求められます。

**知識・スキル面で必要な力：メールなどネット上での情報発信は、書いた内容やアクセスの記録が必ず残ることを知っている。**

ひとたびメールを送ってしまえば、後になってメールを消すことはできません。メールを送ったあとにいくら後悔しても、そのメールは相手方に届き、目に触れることとなります。したがって、メールを送る場合には、そのような内容のメールを送って構わないかを事前によく確認し、必要ならば推敲する必要があります。は、子どもが無責任な内容のメールを送らないために求められる能力です。

なお、関連して懸念されるのは、子どもが他人を装ってメールを送るイタズラを行うことです<sup>31</sup>。自分の名前を書いたメールであれば無責任な内容のメッセージを相手に送ることはできませんが、他人のふりをしてしまえばそのような心理的制約がなくなります。しかし、インターネット上で行われる通信のほとんどは事後的に追跡することが可能であり、匿名性を悪用して名誉毀損や脅迫などの犯罪行為が行われた場合には、捜査機関によって捜査が行われることもあります<sup>32</sup>。

**知識・スキル面で必要な力：情報が正しいかどうかを調べて、信憑性を確認するこ**

---

<sup>29</sup> **対面の場合との違いについての理解** 初歩的利用期の子どもに求められるのは、メールを送る相手方に思いやりを持つことであり、それができればの能力があるとみなして差し支えありません。メールでの意思疎通には対面の場合と異なる特徴があることの理解が求められるのは利用開始期の子どもです（ ）。28頁参照。

<sup>30</sup> **相手方から配慮を欠いたメールを送られた場合** 相手方も子どもであることが多いため、相手方から配慮を欠いたメールを送られる場合も考えられます。理想をいえば、そのような場合にも、相手方の気持ちを善意に解釈して悪く思わない能力を備えていることが望ましいですが、初歩的利用期の子どもにはそのレベルの能力までは求めません。相手方が配慮を欠く場合は、受信時における保護者の見守りによって適切に対処すべきものと位置づけています。21頁注24参照。

<sup>31</sup> **他人を装う方法** 方法としては様々なものがありますが、例えば、フリーメールでユーザー登録したウェブメール（本人確認なし）を使う方法や、ヘッダー情報を偽造したメールを送る方法などが考えられます。

<sup>32</sup> **匿名性の誤解について** 「インターネット上の行為は匿名性がある」という意識が誤解であることについては、子どもネット研・[第一期報告書](#) 8頁参照。

とができる。

メールの利用を開始すると、迷惑メールを受信するリスクがあります。「あなただけ特別に」「今に限り特別価格」などの宣伝文句が記されたメッセージを軽率に信じて行動すると予期せぬ被害を受ける恐れがあります（21 頁注 25）。

の能力は、子どもがそのような被害を受けないようにするために求められるものです。

#### ウ 携帯電話の利用について

初歩的利用期において子どもに与えてよいインターネット利用環境は基本的にはパソコンによるサイト閲覧に限られ、携帯電話を与えることは認められません。判断力が十分でない子どもが携帯電話を利用することは、危険が高いと考えられるからです。このことは、体験期において述べたとおりです（17 頁参照）。

しかし、保護者が必要やむをえないと判断する場合には、イに示した全ての能力が備わっていることを必要条件として、子どもに携帯電話を買い与え、通話機能に加えてメール機能も利用が認められると考えます。ただし、通話の相手は限られること（体験期と同じ）メールの利用は保護者との連絡に限ることが条件です<sup>33</sup>。この場合には、通話履歴とメールの送受信履歴を事後的にチェックすることが不可欠であり、その結果子どもに約束違反があった場合にはしっかり注意しなければなりません。約束違反の態様によっては利用を禁止するなどの措置を取ることが必要です（携帯電話利用のルールについて、33 頁注 44 参照）。

## 4 利用開始期

### (1) 概要

利用開始期とは、子どもに対してパソコンで日記やコメントの投稿までの利用を認める段階です<sup>34</sup>。学齢としては、中学生程度の子どもを想定しています。利用開始期は、体験期・初歩的利用期における経験の蓄積や子どもの成長によって子どもの判断力が一定のレベルまで高まっていることを前提に、サイト閲覧に関して利用範囲をさらに拡大する、

サイトの「閲覧」だけでなく、日記やコメントの投稿を認める、保護者の見守りの程度を弱めて子どもの主体的な利用を促すなど、子どものインターネット利用環境の推進的要素を大幅に拡大するとともに、制約的要素の一部を縮小します。ただし、このようなインターネット利用環境を認めるためには、それに相当するモラル・コミュニケーション面で必要な力および知識・スキル面で必要な力が子どもに備わっていることが求められます。

これらの概要を示したものが表 9 です。

<sup>33</sup> 携帯電話のメールの相手を保護者に限る理由 メールについては、コミュニケーショントラブルやダイレクトコンタクト機能のリスクが懸念され、送受信時に保護者が何も支援できない環境で他人とのメールのやり取りを認めることは危険が大きすぎると考えられることに基づきます。

<sup>34</sup> 利用開始期において利用可能なサービス 利用開始期で利用できるのは、ブログ、プロフ、掲示板に限られ、チャットや SNS を含みません。チャットや SNS を利用するためには、ブログなどとは異なった能力を要すると考えられるため、利用開始期での経験を踏まえた次の段階（習熟期）からとします。チャットや SNS において必要とされる能力についての詳細は後述します（33 頁以下）。

表9 利用開始期概要

インターネット利用環境	子どもに求められる能力
<p>【推進的要素】</p> <p>(a) パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイト閲覧の利用範囲を拡大する。</li> <li>・日記・コメントの書き込みを認める(ブログ・プロフ・掲示板)</li> </ul> <p>(b) 携帯電話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初歩的利用期と同じ</li> </ul> <p>【制約的要素】</p> <p>(a) パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リビングルームなど、在宅している保護者の目の届くところで利用する。(まだ自室には持ち込ませない)</li> <li>・フィルタリングサービスを利用する。</li> </ul> <p>(b) 携帯電話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初歩的利用期と同じ</li> </ul>	<p>【モラル・コミュニケーション面で必要な力】</p> <p>礼儀の意義を理解し、時と場合に応じた適切な言動を用いたり、文章表現をすることができる。</p> <p>よく考えて行動し自分の行為に責任を持つことができる。</p> <p>コミュニケーショントラブルが生じた場合には、客観的に自分と相手の状況を判断し、冷静に行動できる。</p> <p>【知識・スキル面で必要な力】</p> <p>インターネット上のコミュニケーションは、対面の場合に比べて情報量が制限されるので誤解やトラブルが生じやすいことを知っている。</p> <p>インターネット上に書き込むことは、世界中に情報を公開することだと知っている。</p> <p>インターネットを利用する上で必要な基本的な法律やルールを知っている。</p>

## (2) 解説

### ア 利用開始期のインターネット利用環境

利用開始期に想定されるリスクとしては、次のものが考えられます。

表10 利用開始期に想定されるリスク

A ~ F	表4(サイト閲覧に伴うリスク 14頁参照)
G ~ J	表7(メール送受信に伴うリスク 19頁参照)
K	違法な内容の日記やコメント(犯罪予告、名誉毀損等)を投稿する恐れ
L	他人の権利(著作権、肖像権、プライバシー、名誉等)を侵害する日記やコメントを投稿する恐れ
M	自己のプライベートを不用意に公開する内容の日記やコメントを投稿する恐れ
N	日記やコメントの投稿に夢中になって、子どもの生活リズムが乱れる恐れ

AからJまでのリスクについては前述したので省略します。KからNまでは、ブログ、プロフ、掲示板への日記、コメント投稿に伴うリスクです。

体験期・初歩的利用期を経て利用開始期の段階にある子どもは、既に一定の判断力を備えているので、フィルタリングの設定や保護者の見守りなどの制約的要素は緩やかなものとし、子どもが主体的に判断できる余地を大きく残すものとします。

### (a) フィルタリングサービスの利用

この段階も分野別のサイト閲覧制限機能、アクセス履歴確認機能および個別サイトブロック機能の三つを使います。

まず、分野別のサイト閲覧制限機能についてですが、利用開始期では、体験期・初歩的利用期の経験や子どもの成長によって判断力が一定のレベルまで高まっていると考えられるので、制約対象とするサイトの範囲を狭め、掲示板およびブログの閲覧および投稿を許容して差し支えありません。

その結果、サイト閲覧制限機能を使って制約対象とすべきサイトは、以下のとおりです。

表 11 制約対象となるサイト分野の例<sup>35</sup>

<p>Yahoo! あんしんねっとの分類例</p> <p>a 違法又は公序良俗に反する有害なサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力の助長、自殺の肯定と助長、薬物の製造法や利用法、フィッシング詐欺、違法情報など</li> </ul> <p>b 子どもに見せることが好ましくない成人向けサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・セックス・ヌードなどのポルノ、出会い系</li> </ul> <p>c 子どもの生活リズムを乱す恐れがあるサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブルや賭け事</li> </ul> <p>d その他のサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェブチャット、ショッピング</li> </ul>
<p>ネットスター家庭向けフィルタリングの分類例</p> <p>a 違法又は公序良俗に反する有害なサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法、薬物、自殺、暴力・恐怖、裏情報</li> </ul> <p>b 子どもに見せることが好ましくない成人向けサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポルノ、出会い、飲酒・喫煙、成人娯楽、主張</li> </ul> <p>c 子どもの生活リズムを乱す恐れがあるサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ギャンブル・宝くじ</li> </ul> <p>d その他のサイト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーション（子どもの利用への配慮レベル3および2を除く）、ショッピング、懸賞・副収入、セキュリティ、翻訳・キャッシュ</li> </ul>

次に、アクセス履歴確認機能および個別サイトブロック機能に関してですが、これは保護者の見守りの箇所で説明しますので、ここで言及することは省略します。

### (b) 保護者の見守り

利用開始期における保護者の見守りは、子どもがパソコンでインターネットを利用しているときの見守りと、利用していないときの対応の二つに大別されます。

<sup>35</sup> 初歩的利用期との相違 Yahoo! あんしんねっとの分類例では、掲示板(d)とブログ(d)が、ネットスターの分類例では、コミュニケーションサイトの一部が、それぞれ制約対象から除外されています。

まず、子どもがパソコンでインターネットを利用しているときの見守りについて検討します。利用開始期の子どもには、これまでの段階とは異なり、リビングルームなど保護者の目の届くところであれば、子ども一人での利用を認めて差し支えなく、子どもの隣で保護者が常時監視する必要はありません<sup>36 37</sup>。

次に、利用していないときの対応についてですが、これは、初歩的利用期までと同様です。フィルタリングサービスのアクセス履歴確認機能を使って子どもの利用状況を確認するようにしてください。もし、利用していないときの対応によって不適切な利用状況が確認された場合には、個別サイトブロック機能を使って特定サイトの閲覧を禁止したり、子どもに注意するなどして改善するようにしてください。

## イ 利用開始期において子どもに求められる能力の内容

利用開始期では、保護者の見守りはそれまでと比べて緩やかなものにとどまり、子どもが主体的に判断しながら利用するようになります。保護者による常時監視はなくなっていますので、トラブルを起こさないように自分自身で注意しなければなりません。したがって、一人で利用してもトラブルを起こさないこと、自分の行動には責任を持つことができること、仮にトラブルが生じても適切に対応できることなどの能力が求められます。

子どもに対して利用開始期のインターネット利用環境を与えるためには、次の能力を子どもが備えていることが求められます。

**モラル・コミュニケーション面で必要な力：礼儀の意義を理解し、時と場合に応じた適切な言動を用いたり、文章表現をすることができる。**

**モラル・コミュニケーション面で必要な力：よく考えて行動し自分の行為に責任を持つことができる。**

「親しき仲にも礼儀あり」という格言もあるように、仲が良いからと言って、他の同級生や全くの他者も閲覧できるプロフやブログなどの公開の場所で友だちをからかう内容の投稿を行えば、大きなトラブルに発展することもあります。また、面識のない人に初めてメールを出す場合や、目上の人にメールを送る場合など、友だちにメールを送るのとは異なる配慮が必要になります。この「時と場合に応じた」というのは、相手が仲の良い友だちか特別の配慮が必要な人か、投稿しようとしている場所が公開か非公開か、投稿しようとしている内容がプライベートなことかオフィシャルなことかなどを適切に区別して対応できることを意味します。

さらに、ここで説明した「時と場合」をよく考えて、「責任」ある言動をとることを求めるものです。ここでいう「責任」とは、自由には責任が伴うという道義的な意味に加え

<sup>36</sup> **保護者在宅の必要性** ただし、保護者が在宅していること、物理的に保護者の目の届く場所で利用させることが必要です。その理由は、第一に、利用開始期は、保護者が緩やかに見守っている環境で子供の自主的な判断を育成することを狙っており、全く子どもに放任するものではないこと、第二に、突発的な問題が生じたときに、子どもの相談に乗ってあげられる保護者が近くにいる必要があることに基づきます。

<sup>37</sup> **利用開始期の保護者の見守り** 例えば、キッチンから見渡すことができるリビングにパソコンが置いてあるような家庭の場合には、キッチンで家事をしている保護者がときどき目をやって子どもの利用状況に注意を払うことができるのであれば、子どもにパソコンの利用を認めてよいと考えられます。

て、何らかの法律的な責任（刑事責任・民事責任）を問われるかもしれないという法的意味も含まれます。

**モラル・コミュニケーション面で必要な力：コミュニケーショントラブルが生じた場合には、客観的に自分と相手の状況を判断し、冷静に行動できる。**

**知識・スキル面で必要な力：インターネット上のコミュニケーションは、対面の場合に比べて誤解やトラブルが生じやすいことを知っている。**

・ の能力は、インターネット上のコミュニケーションにおいてトラブルが起きたときに、子どもが暴走しそうになるのを子ども自身に思いとどまらせるために求められるものです<sup>38</sup>。例えば、友だちが自分のプロフィールに不愉快な書き込みをしてきた場合であっても、

の能力を身に付けていれば、カッとなってそれに対抗する書き込みを行うなど、早まった対処による事態の深刻化を防ぐことができるはずですし、 の能力を身に付けていればそもそも立腹せずに軽く受け流すこともできると思われます。仮に腹を立てても、次に説明する の能力を身に付けて入れれば、影響を慮って、別の解決策を模索することが期待できます。

**知識・スキル面で必要な力：インターネット上に書き込むことは、世界中に情報を公開することだと知っている。**

個人が管理しているブログなどは、公開範囲を限定していなければ、世界中のどこからでも、誰もが閲覧することができます。軽い気持ちから、社会常識を欠いた不適切な内容や自らのプライバシーに関する内容の記事を投稿すると、他の閲覧者によって捜査機関に通報されて事件となったり、多くの人の注目を集めて「炎上」などの騒ぎを引き起こすこともあります<sup>39</sup>。

の能力は、そのような事態を招かないために求められるものです。

**知識・スキル面で必要な力：インターネットを利用する上で必要な基本的な法律やルールを知っている。**

これは、他人の著作物を自分のものとしてブログに掲載したり、ブログで他人の悪口を書いたりする事態を防ぐために求められる能力です。「 法第 条に反する」などの具体的な法律や条文までの理解は不要で、公然と他人の悪口を言ってはいけない、他人が写っている写真を勝手に使ってはいけない、本に書いてあることをそのままコピーして使ってはいけない、という程度の理解で足ります。この能力は、子どもを自制させるために求められるものですから、法的に許されないことには損害賠償責任や刑罰などの制裁が伴うことを理解する必要があります。

---

<sup>38</sup> **自制のための能力** の能力も同様の機能を果たすことが期待されますが、 の能力を子どもに要求するのは ・ と異なる理由によるものなので項目を区別して検討します。

<sup>39</sup> **ブログなどの「炎上」** 「炎上」とは、インターネット上のブログなどでの失言に対し、非難や中傷の投稿が多数届くことをいいます。非難が集中してそのサイトが閉鎖に追い込まれることもあります。

## ウ 携帯電話の利用について

携帯電話の利用に関して、利用開始期で特記すべき事項はありません。初歩的利用期と同様です（24頁参照）。

## 5 習熟期

### (1) 概要

習熟期とは、子どもに対して、パソコンで SNS、チャット、ショッピングサービスの利用を認めるとともに、携帯電話の通話、メールおよびインターネット接続機能の利用を認める段階です。学齢としては、高校生程度の子どもを想定しており、子どもに相当程度に高度な判断力が備わっている段階と位置づけています。

この期は、親元を離れる一歩手前の時期であり、子どもが大人になったときに一人でインターネットを使いこなせるようにさせる観点から、インターネット上で提供されているサービスについてはパソコンでの利用を幅広く認める、保護者の見守りの程度をさらに弱めて限定的なものとする、携帯電話の利用を認めるなど、一般の大人とほぼ同様のインターネット利用環境を与えることを許容します。

このように制約的要素が限定されたインターネット利用環境を認めるためには、高度のモラル・コミュニケーション面で必要な力および知識・スキル面で必要な力が備わっていることが求められます。子どものインターネット利用について保護者が関与できる最後の時期であることから、子どもの能力に不十分な点がある場合や、トラブルの発生時には、保護者による積極的な関与が求められます<sup>40</sup>。

これらの概要を示したものが表 12 です。

表 12 習熟期概要

インターネット利用環境	子どもに求められる能力
<p>【推進的要素】</p> <p>(a) パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャット・SNS の利用を認める</li> <li>・インターネットでの買い物認める</li> </ul> <p>(b) 携帯電話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通話機能、メール機能、インターネット機能（サイト閲覧、投稿）を認める。</li> </ul> <p>【制約的要素】</p>	<p>【モラル・コミュニケーション面で必要な力】</p> <p>契約の内容を正確に把握し、適切に行動することができる。</p> <p>情報社会の一員としての自覚を持ち、責任ある行動ができる</p> <p>【知識・スキル面で必要な力】</p>

<sup>40</sup> 習熟期における保護者の関与 習熟期は、子どもに与えるインターネット利用環境が格段に広がるため、インターネット利用を通じて子どもがトラブルを起こす可能性が高まります。子どもがトラブルを一人で抱え込むと事件に巻き込まれる恐れがありますので、そのようなトラブルの発生を的確に把握することが必要です。したがって、習熟期においても、「困ったときには保護者に伝えること」という原則を守るように子どもに注意することが必要です。叱られるからなどの理由で、子どもがトラブルを隠すようになっては、これまでの段階的な成長が生かせないだけでなく、親元を離れてから、より大きなトラブルに巻き込まれることになる恐れがあります。

<p>(a) パソコン ・フィルタリングサービスを利用する。</p> <p>(b) 携帯電話 ・フィルタリングサービスを利用する。</p>	<p>インターネットの特性（公開性・記録性・信憑性・公共性・侵入可能性）について理解している。</p> <p>トラブルを事前に予測し、できるだけ回避するための工夫ができる。</p>
---	--

## (2) 解説

### ア 習熟期のインターネット利用環境

子どもに与えられるインターネット利用環境は習熟期に至って大幅に拡大しますが、これまでの段階的利用によって徐々にリスクに触れてきたので、この時期になって新たに直面するリスクはないと考えられます。つまり、習熟期の子どもが直面するリスクは、サイト閲覧（表 4）メール送受信（表 7）投稿（表 10）に伴うリスクを包含したものと考えられます。携帯電話を与えてインターネットの利用を認めることについても、リスクとしては、パソコンでインターネットを使う場合と同様と考えられます。

このようなリスクを低減すべくフィルタリングと保護者の見守りという制約的要素を設けることが必要ですが、制約の程度は抑制的なものとし、できるだけ大人と同様のインターネット利用環境を与えます。

#### (a) フィルタリングサービスの利用

パソコンと携帯電話の二つについて、区別し検討します。

##### ( ) パソコンの場合

分野別のサイト閲覧制限機能、アクセス履歴確認機能および個別サイトブロック機能の三つを使います。

まず、分野別のサイト閲覧制限機能を使って制約対象とすべきサイトは、以下のとおりです。

表 13 制約対象となるサイト分野の例<sup>41 42</sup>

Yahoo! あんしんねっとの分類例	
a	違法又は公序良俗に反する有害なサイト ・暴力の助長、自殺の肯定と助長、薬物の製造法や利用法、フィッシング詐欺、違法

<sup>41</sup> 利用開始期との相違 Yahoo! あんしんねっとの分類例では、ウェブチャット(d)とショッピング(d)が、ネットスターの分類例では、成人娯楽、コミュニケーションサイトの一部やショッピング・懸賞など(d)が、それぞれ制約対象から除外されています。

<sup>42</sup> 習熟期の制約対象 一見すると習熟期でも制約対象のサイトが多く「大人と同様の環境」とは言いがたいようにも見えますが、インターネット上には、出会い系サイトなど、法的に子どもの利用が禁止されているものが多数存在しています。法律に拠らず、子どもであることを理由に制約対象としているのは、「ポルノ」(b)に限られています。

情報など
b 子どもに見せることが好ましくない成人向けサイト ・セックス・ヌードなどのポルノ、出会い系
c 子どもの生活リズムを乱す恐れがあるサイト ・ギャンブルや賭け事
ネットスターの分類例
a 違法又は公序良俗に反する有害なサイト ・不法、薬物、自殺、暴力・恐怖、裏情報
b 子どもに見せることが好ましくない成人向けサイト ・ポルノ、出会い、飲酒・喫煙
c 子どもの生活リズムを乱す恐れがあるサイト ・ギャンブル・宝くじ
d その他のサイト ・コミュニケーション（子どもの利用への配慮レベル3から1を除く）、セキュリティ、翻訳・キャッシュ

次に、アクセス履歴確認機能および個別サイトブロック機能に関してですが、これは保護者の見守りの箇所です。ここで言及することは省略します。

#### （ ） 携帯電話の場合

携帯電話のフィルタリングは、契約している携帯電話会社によって提供されているフィルタリングサービスの内容がさまざまであり、また分野別のサイト閲覧制限の指定できる方法や範囲もパソコンとは差があるため、具体的設定についての検討は省略しますが、前提となる点について指摘します。

第一に、携帯電話は基本的に自宅を離れた場所で利用する（「携帯」する）ものであることです。パソコンの場合には、子どもがインターネットを利用している間にその状況を保護者が見守ることが可能でしたが、携帯電話ではそれができません。携帯電話の場合には「保護者の見守り」に限界があるため、フィルタリングに大きく頼らざるを得ない面があります。

第二は、フィルタリングサービスの持つ限界についてです（16頁14参照のこと）。そもそもフィルタリングは、不適切な情報を子どもに「閲覧」させないことには適しており、その用途では一定程度の効果が期待できますが、子どもが日記やコメントを投稿しようとしている場合に、その内容に着目して、例えば不適切な内容の場合だけブロックするなどの効果は期待できません。また、特に携帯電話のフィルタリングでは、パソコンで一般的な方法とは異なり、個別の電話機にフィルタリングの設定を行うのではなく、全てを携帯電話事業者の設備上で設定を行います。そのため、各家庭の事情や方針に合わせたきめ細かい設定が、パソコンと比較すると行いにくくなっています。

このように、携帯電話の利用が基本的には親の目の届かないところで行われ、フィルタリングサービスにも限界があるため、子どもの携帯電話については、始めのうちにはできるだけ制約の大きいフィルタリングを設定することが望まれます。子どもに携帯電話を買い与えた直後は、全てのサイト閲覧を制限し、保護者が認めたサイトのみを個別に許可する

方式や、いわゆるホワイトリスト方式など制約範囲の大きいフィルタリングサービスを利用することを原則とし、子どもの携帯電話の利用状況だけでなく、パソコンでのインターネット利用経験や習熟度についても親子の会話等で確認しながら、その状況に応じてブラックリスト方式のフィルタリングサービスに変更するなど、徐々に制約範囲を狭めていくことをお勧めします。

携帯電話のフィルタリングサービスは、パソコン向けのサービスとは異なり、販売店等で手続きをするだけで利用が可能になるという手軽さの反面、具体的にどのサイトがブロックされるのかについて、保護者にとっては確認・把握しにくい部分があります。「フィルタリングさえ契約すれば安心」と受動的に利用するのではなく、具体的にどのような分野がブロック対象になるのかなど、十分に研究した上で能動的な態度で利用することが求められます。

#### ( ) 携帯電話のフィルタリング

携帯電話のフィルタリングは携帯電話会社によって提供内容が多少異なりますが、分野別のサイト閲覧制限機能が中心です<sup>43</sup>。2009年には、各社から「カスタマイズ機能」の提供が相次いで行われ、パソコン用サービスで個別サイトブロック(解除)にあたる機能や、フィルタリング強弱の選択メニューなどが利用できるようになりました。これによって、子どもの発達度合いに応じた設定を保護者が行うことが容易になりました。

なお、フィルタリングリスト提供会社(ネットスター株式会社)からのブラックリストのほかに、第三者機関によって「健全運営コミュニティサイト」の認定リスト(フィルタリング解除リスト)が提供されており、保護者が明示的に選択しない場合には、これらの組み合わせによって制限先が決定されるため、初期設定の段階では、大手コミュニティサイトの一部はブロックされません。このほかに、一部事業者ではアクセス履歴確認機能が無償で提供されています。

#### (b) 保護者の見守り

##### ( ) パソコンの場合

習熟期における保護者の見守りは、利用していないときの対応のみです。フィルタリングサービスのアクセス履歴確認機能を活用して子どもの利用状況を確認するようにしてください。確認の頻度はそれほど頻繁でなくてよく、全てのアクセス履歴を確認することが難しければ、対象期間のうちの1日だけチェックするなどのサンプル抽出的な確認でも差し支えありません。インターネット利用の内容に保護者の視線が向いていることを子どもに明確に示すことが重要です。

もし、そのような利用していないときの対応によって不適切な利用状況が確認された場合には、個別サイトブロック機能を使って特定サイトの閲覧を禁止したり、子どもに注意するなどして改善するよう誘導してください。

---

<sup>43</sup> 分野別のサイト閲覧制限機能 分野別のサイト閲覧制限機能として代表的なのは、「ホワイトリスト方式」と「ブラックリスト方式」の二つです。ホワイトリスト方式とは、許可するサイトをリスト化してそれ以外のサイトを閲覧させないフィルタリングの方式であり、ブラックリスト方式とは、制限するサイトを分野ごとにリスト化してそれ以外のサイトを閲覧させるフィルタリングの方式です。

### ( ) 携帯電話の場合

携帯電話を子どもに買い与える前に、保護者は子どもとの間で話し合いの機会を持って、携帯電話利用のルールを作成することが必要です。そのルールでは、利用時間や利用サービス、利用料金の上限などを定めるとともに、保護者が携帯電話の提出を求めたときはいつでも差し出すことを定めておくことが重要です<sup>44</sup>。

子どもの携帯電話の利用料金は原則として保護者が負担する以上、まず、利用料金が適切な範囲に収まっているかを確認する必要があります。利用料金があまりに高額な場合は、通話やパケット通信の利用が行き過ぎている恐れがありますので、子どもから携帯電話を受け取り、発着信の履歴やメール送受信の履歴・内容、ウェブ閲覧履歴などを確認してください<sup>45</sup>。また、お気に入りに登録されているウェブサイトにもどのようなサイトがあるかも、必要に応じて確認します。

習熟期の子どもは精神的にも成長して自我の意識が高まっていますので、利用状況を逐一調べることは方法として適切でない場合もあります。そのような場合には、親子で会話の機会を設けて、子どもの自尊心を傷つけない方法で、利用状況を聞き出すなどの工夫をする必要があります。

### イ 習熟期において子どもに求められる能力の内容

子どもに対して習熟期のインターネット利用環境を与えるためには、次の能力を子どもが備えていることが求められます。

**モラル・コミュニケーション面で必要な力：契約の内容を正確に把握し、適切に行動することができる。**

は、インターネット・ショッピングの利用や携帯電話の所持が認められることに伴って求められる能力です。「契約の内容を正確に把握し」とは、自分が購入しようとしている商品やサービスの金額がいくらなのか、その商品の性質・性能はどのようなものなのかをきちんと確かめることができるという意味です。また、「適切に行動することができる」とは、お小遣いの範囲でやりくりする、欲しくても我慢できることを意味します<sup>46</sup>。

<sup>44</sup> **携帯電話利用のルール** 大手携帯電話事業者（[docomo](#)、[au](#)、[softbank](#)）などから携帯電話利用のルールに関するひな形が公開されていますので、ルールを検討する際には参考にしてください。

<sup>45</sup> **高額な料金請求** 子どもたちの一般的な利用形態では、通話料金よりもパケット通信（インターネット利用に必要なデータ通信）料金の割合が大きくなりがちです。高額な請求を避けるために、いわゆる「パケット定額制」を契約している場合には、時間的な使いすぎが料金請求には表れないこととなりますので、注意が必要です。また一部のサイトについては、利用料金が携帯電話事業者を經由して請求される場合があります。「着うた」やサイト上でのゲームやデジタルアイテムの購入など、子ども自身も無料と勘違いしていたという例も見られます。パソコンのサイトではこうした料金請求形態は見られませんので、子どもへの注意喚起が欠かさないようにしてください。家庭によっては、パケット定額契約を意図的に結ばず、一定額を超過した分の料金支払いは保護者ではなく、子ども自身に負担させるというルールを定めることで、子ども自身が使いすぎや有料サイトに注意するようになったという例も聞かれます。

<sup>46</sup> **の能力との違い** （28頁参照）も 法的理解に関する能力であるという点で共通しますが、次の相違があります。すなわち、 は「何か不適切な行為をしたら、警察に捕まったり、裁判所から制裁されることがある」という他律的なものであるのに対し、 は「自ら欲して契約したら守らなければならない」という自律的なものであることです。

**モラル・コミュニケーション面で必要な力：情報社会の一員としての自覚を持ち、責任ある行動ができる。**

**知識・スキル面で必要な力：インターネットの特性（公開性・記録性・信憑性・公共性・侵入可能性）について理解している。**

**知識・スキル面で必要な力：トラブルを事前に予測し、できるだけ回避するための工夫ができる。**

から までは、大人になる前の段階で身に付けておくことが求められる能力です。

の「情報社会の一員としての自覚」とは大人としての自覚であり、インターネット上で流通している情報を安易に信じて右往左往しないこと、軽率な言動をしないことが当たり前のものとして身に付いていることを意味します。

の能力は、これまで身に付けてきた様々な能力をインターネットの特性として体系的に理解しておくべき内容です<sup>47</sup>。ここで記したインターネットの特性について、正確に理解していることが必要です。

は、リスクを自ら洗い出して回避できる能力です。大人がインターネット上でトラブルを起こせば、法的責任を追究され、その先の人生においても責めを負い続けるようになることもあります。そのような事態を招かないために求められる能力です。

## 6 補足：携帯電話から利用を開始する場合について

段階的利用モデルは、子どもによるインターネット利用をパソコンからスタートし、携帯電話からのインターネット利用はパソコンでの先行利用経験を積むことを前提としています（17頁、34頁参照）。しかし、実際には、インターネットの利用をパソコンから開始するのではなく、携帯電話から開始する子どもが少なからず存在します。そのような場合はどのように考えればよいのかについて検討します。

子どもネット研としては、子どもによるインターネット利用はパソコンから開始するのが望ましいと考えます。その理由は次のとおりです。第一に、携帯電話を使うことによって子どもが直面するリスクはパソコンの場合と異なりません（30頁参照）。第二に、持ち運びが可能な携帯電話では保護者が隣で利用状況を確認することができず、子どもに必要な見守りを行うことができません（31頁参照）。第三に、フィルタリングサービスには限界があり、それだけで適切な制約的要素を設けることができません（31頁参照）。

とはいえ、現実に携帯電話から利用を開始する子どもの存在が考えられる以上、携帯電話に関する段階的利用モデルを示す必要があります。そこで、暫定的な考え方を示します。

---

<sup>47</sup> **インターネットの特性** ( )「公開性」とは、インターネット上に投稿した内容は世界中に公開されること（参照）。( )「記録性」とは、インターネット上で行った行為はログとして保存され、投稿された内容も複写が容易であるため自分が管理できない場所で記録・保存されること（参照）。( )「信憑性」とは、インターネット上に流通する情報は必ずしも信用できるものであるとはいえないこと（参照）。( )「公共性」とは、インターネットのネットワークは有限の資源であり、利用者が相互に費用負担して運営されているものであるから、特定の個人が故意に高負荷をかけてはならないこと。( )「侵入可能性」とは、インターネットに接続すると、自分のパソコンや携帯電話が第三者によって侵入される恐れがあること（参照）を意味します。

表 14 携帯電話に関する暫定的な段階的利用モデル

<p>(1) 携帯電話の通話機能のみの利用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通話の相手方：特定の狭い範囲に限定</li><li>・子どもに求められる能力：体験期と同じ</li></ul> <p>(2) 携帯電話の通話機能とメール機能のみの利用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通話の相手方：特定の狭い範囲に限定</li><li>・メールの相手方：保護者に限定</li><li>・子どもに求められる能力：初歩的利用期と同じ</li></ul> <p>(3) 携帯電話の通話機能とメール機能、ウェブ閲覧機能の利用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・通話の相手方：特定の狭い範囲に限定</li><li>・メールの相手方：保護者および知人友人に限定</li><li>・フィルタリング：最も制約の大きいものを利用</li><li>・子どもに求められる能力：利用開始期と同じ</li></ul>
---

(1)、(2)は、必要やむをえない場合に携帯電話の利用を認める場合と同じです(17頁、24頁)。携帯電話によるインターネット利用について考えられる暫定的な段階は(3)までです。現時点では、日記やコメントの投稿などについてはリスクが大きすぎるため、保護者の見守りのない状態で利用範囲をさらに拡大させて、子どもが独自の利用経験を積むことには危険が大きいと考えられるからです。

## 第3 段階的利用モデルの使い方

### 1 序

ここでは、段階的利用モデルの使い方について説明します。段階的利用モデルは、「子ども」の「インターネット利用」を段階的に認めていこうという試みから生まれたものですが、「子ども」には、まだインターネットを利用したことがない子どもと、すでに何らかの形でインターネットを利用したことがある子どもがいます。そこで、段階的利用モデルの使い方については、それぞれの区別に応じて説明することにします。また、段階的利用モデルを使って子どもの能力を育てる主体である「保護者」についても検討します。

なお、家庭におけるパソコン利用環境の整備について、若干説明しておきます。

子どもに対してパソコンでのインターネット利用を認める場合、実際には子ども専用のパソコンを与えるのではなく、一台のパソコンを保護者や兄弟姉妹と共用する例が多いと考えられます。その際には、使い始める前に、OSの基本機能である「アカウントの設定」機能を用いて、管理者権限を持つアカウントと利用者権限のアカウントをしっかりと分ける必要があります。兄弟で共有する場合には、子ども別にアカウントを発行し、それぞれに管理させる必要があります。子どもが利用するアカウントでは、子どもだけではソフトウェアのインストールや、ネットワークの設定変更はできないようにしておきます。これらは、子ども専用のパソコンを与える場合でも同様です。

その上で、子どもが使ってもよいソフトを保護者が制限します。例えば、体験期ではメールソフトが使えないようにしておく必要があります。また適切なフィルタリングサービスを使って、それぞれの段階において認められる分野のサイトだけを利用できるように制限をかけます。フィルタリングサービスには、パソコンにインストールする形態の専用ソフト、セキュリティ（ウイルス対策）ソフトのオプション機能、ルータで動作するものなど、いくつかの選択肢があります。無償のものや体験版が提供されているものを利用し、まずは保護者自身が試してみて、不安の少ないものにするのがよいでしょう。

### 2 これから子どもがインターネット利用を開始する場合

#### (1) 概要

まだインターネット利用を認められていない子どもの場合、段階的利用モデルに沿った流れで、経験と知識を習得していくことが可能です。携帯電話でのインターネット利用には特有の制約や難しさがありますので、保護者の見守りや指導が行いやすいパソコンからインターネット利用を始めることが強く望まれます。また最近では携帯ゲーム機でもインターネット接続が可能なものがありますので、ゲーム機側の機能設定で、インターネット接続を制限しておく必要があります。

#### (2) 段階を進む際の考え方

各論で細かく解説してきたように、段階的利用モデルでは、「体験期」「初歩的利用期」

「利用開始期」「習熟期」の四つの段階を定めています。それぞれの段階ごとに、認められる利用の範囲が定められており、またその段階に進むために子どもに求められる能力（モラル・コミュニケーション面で必要な力と、知識・スキル面で必要な力の二種類）が示されています。ここでは、二種類の能力を子どもに身につけさせる際に保護者に留意していただきたいことを二点ほど指摘しておきます。

第一は、モラル・コミュニケーション面で必要な力を養うためには、インターネット以外での対人的・社会的な経験を積む機会を適切に与えることが重要だということです。モラル・コミュニケーション面で必要な力の実態は「道徳的意識」であり（9頁参照）、頭で分かっても行動に結びつかないのでは役に立たないと考えられます。インターネットが特殊な世界ではなく実社会の一部でしかない以上、子どもがインターネット上で活動するためには、社会生活を営む上で必要な道徳的意識を日常生活の中で身に付けさせていくしかありません。保護者は、次の段階で子どもに求められるモラル・コミュニケーション面での力を頭に置きながら、その能力をどのようにしていくのかについて気を配っていく必要があります。

例えば、「ゲームは一日一時間まで」といった家庭内のルールがある場合には、そのルールを守らせることが大切です（ の能力）。子どもがそれを守らない場合に黙認したり、保護者の都合で例外が認められることが多いようでは、子どもも「約束を守る」といった基本的なルールを軽く見るようになるからです。また、メールでのやり取りを認める前に、折に触れて「手紙を書く」といった機会を与えておく必要があります。そうしないと、文章で自分の気持ちを表すことなど出来るようにはなりません（ の能力）。このように、次の段階で子どもに求められる能力を意識しつつ、日常生活の中で能力を身につけさせていくことが大事です。

第二は、知識・スキル面の能力について、子どもの能力を過信しないことです。電子機器の操作が得意だからといって、「多分知っているだろう」と安易に考えないでください。知識・スキル面の能力は、電子機器の操作の理解などのような小手先の理解ではなく、インターネットの特性やインターネット利用に関連するルール、安全に利用するために必要な知識などが盛り込まれています（9頁参照）。本報告書の各能力の解説を参照した上で、保護者自身の言葉で子どもに伝え、理解を確認してから段階を進むようにしてください。

### **(3) 段階を進む目安を子どもに伝えるべきか**

段階的利用モデルの全体像や、各段階で子どもに認めるインターネット利用環境の内容、次の段階へ進むために子どもに求められる能力の内容や見きわめのポイントについて、あらかじめ大まかにでも子ども自身に伝えておくことは、自ら幅広い経験を積み、成長する姿勢づくりを促す意味で、子どもの励みにこそなれ、特段の差し支えはないと考えられます。

ただし、テストの問題を解くかのように、子ども自らが条件を満たしたと主張してきた場合、これに単純に応じる形で、短期間に、次々と段階を進んでいくことは子どものためにもなりません。また、段階を飛ばして次の段階に進むことも認められません。それぞれのステップにて一定程度の期間、さまざまな経験を積むことが望ましいものです。

#### (4) 体験期をいつ始めさせるべきか

段階的利用モデルでは、「体験期」の目安を小学校中学年程度と定めています。これは、多くの公立小学校でカリキュラム上、コンピュータ（インターネット）を利用した調べ学習という形でのインターネット利用が始まる時期になっていることが大きな要因です。

ただし、体験期はこの時期になったら必ず始めるべきということではありません。学校での利用は先生の指導とフィルタリング等の安全措置の環境下でのきわめて限定的なものですので、慌てて「学校の授業に遅れたら困る」という心配をすることはありません。

したがって、体験期に進むために必要とされる能力として挙げられている「約束や決まりを守る事が出来る」「危険なことに遭遇したら大人に相談できる」といったモラル・コミュニケーション能力面で、保護者から見てまだ不安がある子どもの場合などは、こうした点についての家庭内でのしつけや習慣づけにもう少し時間を使い、不安が解消してから体験期に入ることが望まれます。

逆に、最近では小学校入学前から、子どもにインターネットを利用させる例などもあるようです。しかし、子どもネット研としては、子どもの標準的な発達の観点から、早すぎる利用開始は好ましくないものと考えています。

#### (5) 携帯電話を持たせるタイミング

現在、子どもに携帯電話を持たせる時期は、同じ日本の中でも地域によって相当異なります。東京など大都市では、塾通いの小学生が防犯を理由として携帯電話を持つことが増えていますし、地方部では、高校進学のお祝いとして、中学卒業時に買い与えられるという例も多い一般的なようです。この他にも、通学事情や部活動で帰宅が遅くなる等により、携帯電話を持たせることについて検討が必要な場合もあると考えられます。

しかしいずれの場合においても、常にパソコンでのインターネット利用経験が先行するように、タイミングを調節する必要があると考えられます。また、携帯電話では、大きく「通話」「メール」「インターネット利用（ウェブ閲覧や投稿）」の三つの機能が提供されていますが、それぞれの段階に合わせた必要最小限の機能で利用できるように契約したり、フィルタリングや利用時間帯の制限サービス、迷惑メール対策サービスなどを組み合わせる利用することが必要になります。

### 3 既に子どもがインターネット利用を開始している場合

#### (1) 状況の把握

では、既に子どもがインターネット利用を開始している場合、子どもに段階的利用モデルに沿った利用をさせるため、保護者はどのような対応をすればよいのでしょうか。

なによりも、保護者は、子どもの状況を把握する必要があります。把握すべき内容は、子どもに認めているインターネット利用環境の現状と、子どもが実際に身につけている能力の二点です。

まず始めに、現在子どもに認めているインターネット利用環境を確認します。具体的な

方法としては、「どんなサイトで、どんな使い方をしているのか」について、子どもから直接聞き取ってください。質問は、以下の例のように、可能な限り具体的な質問をする必要があります。なおその際、現状把握のための質問のほかが、詰問や叱責になってしまうことがないように気をつけてください。そうした態度では、子どもとの信頼関係を壊すことにもつながり、十分な指導の差障りになるため、注意が必要です。聞き取りの結果、明らかになった現状に照らし、子どもに認めているインターネット利用環境がどの段階に当たるのかをあてはめてください<sup>48</sup>。

その上で、その段階の子どもに求められる能力が備わっているかについて考えてみてください。例えば、子どもに与えているインターネット利用環境が「利用開始期」にあたりと判断した場合には、その環境を与えるために子どもに求められる から までの能力が備わっているかどうかを考えてみてください。

例：

「メールをしているか」

「直接会ったことのない友人ともメールをしているか」

「プロフ（プロフィール）を使っているか」

「自分のプロフやブログを持っているか」

「交流サイト（ゲームサイト）の中ではどんなサービスを利用しているか」

## (2) 修復の原則

状況を把握した結果、子どもが、その段階に求められる能力を実際に身につけている場合には、その段階から段階的利用モデルを使い始めていってください。この場合、特に注意すべきことはありません。

では、子どもが、その段階に求められる能力を身につけていない場合は、どのように対処したらよいのでしょうか。結論から示すと、この場合には、子どもが身につけている能力に相当する段階まで、子どもに認めるインターネット利用環境の範囲を制約する必要があります。

この際に保護者に注意していただきたいことは、能力以上の環境を与えてしまっていることが保護者が自覚したとしても、それまでに与えてしまったインターネット利用環境を、説明もなく子どもから取り上げることは相当に難しいという事実です。子どもにとっては、「前に親自身が認めたものなのに」という反発を感じることになり、もし高圧的に取り上げたり利用を禁止すると、その後は保護者に隠れてインターネットを利用するようになってしまいます。こうなると、実際にトラブルが発生した場合の対処において保護者が適切に指導をすることが難しくなりますので、制約を課す場合の伝達方法については慎重に考

<sup>48</sup> インターネット利用環境の現状把握について あてはめの概要を述べると以下のとおりです。

パソコンで、特定のサイト閲覧だけを認めているのであれば体験期に、メール利用も認めていけば初歩的利用期に、プロフやブログ、掲示板などへの投稿を認めていけば利用開始期に、さらに、SNSサイトやオンラインショッピングなどの利用を認めていけば習熟期に当たります。

携帯電話について、通話だけを認めているのであれば体験期として、保護者など限られた人とのメールのやりとりまでを認めているのであれば初歩的利用期として、メール機能やサイト閲覧機能の利用を認めているのであれば習熟期として評価してください。

える必要があります。

しかし、残念ながら、伝達方法については「こうやれば良い」というような定まった手法はなく、それぞれの子ども状況に合わせて個別に考えるしかありません。一つだけ原則として言えることは、保護者はインターネット利用リスクや適切な利用環境整備についてのこれまでの自らの不知・不明について率直に子どもに伝え、子どもにのみ変化を強いるのではなく、保護者自身も子どもとともにインターネット利用について学習と変化をしていくという姿勢を明確にして臨むことが、どのような段階からのやり直しになるとしても欠かせないということです。その際には、子どもにとってのインターネットは、友人との関係を維持させるための道具として、既に日々の生活の一部となっていることを理解してあげることも大事です。

### (3) 保護者自身も変化・成長が必要

段階的利用モデルに合わせた指導や見守りを採用することにしたとしても、どの段階まで戻って再出発をすべきかの判断は、その時点での子どもの実年齢にも大きく左右されます。例えばまだ小学生であれば、携帯電話の用途を厳しく制限しなおし、インターネット利用の中心をパソコンに変えることや、開設していたプロフやブログをいったん休止するようなことも可能でしょう。しかし、高校生になっているにも関わらず、突然「必ず保護者が隣で見守る」に戻ることは現実的とは思えません。このような場合には、子どもが身につけている能力に相当する段階まで、子どもに認めるインターネット利用環境の範囲を制約するよりは、子どもに求められる能力を高めることによって補っていくほうがよいかもしれません。

いずれの場合でも、子どもが既に利用しているサイトやサービスの利用リスクを、保護者とともにもう一度確認するプロセスが必要になります。つまり、利用に際しどういう脅威があるのかについて、親子それぞれが、実感し、納得することが大切です。その上で、それぞれの基礎となる知識・スキル面を急いで確認・学習することになります。

一方、モラル・コミュニケーション面で必要な力については、残念ながら一朝一夕に「習得」したり「向上」できたりするものではありません。一時期は、インターネット利用の活用ペースを弱めながらも、インターネットを離れた日常生活経験を通じて、保護者がひとつずつの力が子どもに根付いているのかを判断していくしかありません。

これらの修復プロセスは、実際のところ子どもだけで成し遂げられるものではなく、保護者の問題意識や学習の態度、変化・成長を志向できるのかに、その成否がかかっていると云えるでしょう。

## 4 段階的利用モデルが想定する「保護者」像

### (1) 能力判定者・教育者としての保護者

段階的利用モデルは、子どもによるインターネット利用を段階的に認めて行こうという試みであり、保護者は、各段階で求められる能力が自分の子どもに備わっているかを判定し、足りない部分を教育する立場として位置づけられています。

段階的利用モデルが想定している「保護者」像を列挙すると、以下のとおりです。

パソコンや携帯電話からインターネットを日常的に利用している。  
インターネット上で提供されている各種サービスの内容を知っている。  
インターネットを利用する上で必要な法的知識を一般的レベルで知っている。

このような「保護者像」に合致する人であれば、各段階で子どもに求められる能力の意味を理解したうえで、そのような能力が自分の子どもに備わっているかを判定し、足りない部分を教育することができると考えられます。

しかし実際にはこれらの条件を全て満たす保護者の数は少ないものと考えられ、特に、については、次々に出てくる新種のサービス、特に子どもたちに人気の双方向利用型(コミュニケーション)サイトについて、その全容やそれらに潜んでいる利用リスクを理解することは難しいのが現状です。

子どもネット研ではこの点について、第一期の研究テーマとして取り組み、活動報告書として整理するとともに、保護者向け教材としても情報を提供しています。ぜひこちらもご参照いただき、不足する知識等を補っていただきたいと思います<sup>49</sup>。

この教材は、主として中高生の保護者を対象に、子どもが利用しているインターネット上のサービスにはどのような危険があるかを解説したもので、子どもが利用するインターネット上の各種サービスや子どもが直面する色々な事例について、絵や図を用いた分かりやすい説明を行っています。この教材を参照した後であれば、インターネットについて詳しくない保護者も、段階的利用モデルが各段階で指摘している脅威の内容や、前提として子どもに求めている能力の意味がより理解しやすくなるものと思われれます。

## (2) 見守る人としての保護者

保護者は、子どもの能力の判定者・教育者であるとともに、子どもの利用状況を見守る立場でもあります。保護者が子どもにインターネットの利用を認めた場合には、子どもの利用状況を見守る必要があります。

各段階における見守りの注意事項はすでに検討したので、ここでは、「見守り」と合わせて、インターネット利用に関する親子のコミュニケーションの重要性を指摘しておきます。特に、インターネットは使って楽しいか。どのようなサービスを利用しているのか。なぜそのサービスを利用しているのか、などのテーマについて会話が日常的に行われることが重要です。

このようなテーマについて親子間で会話を行うことには、次の意味があります。第一に、子どものインターネット利用状況がより明確に判明することです。隣で見守っていたり、フィルタリングサービスのアクセス履歴確認機能を使えば、自分の子どもがどのようなサイトを使っていたのかを確認することができます。しかし、何のために、何が面白くてそのサービスを利用していたのかについては、コミュニケーションをしっかりとらなければ把握することができません。これをコミュニケーションによって把握できれば、見守りの

---

<sup>49</sup> 子どもネット研の保護者向け教材 正式名称は「中高生のお子さんを持つ保護者のためのインターネットセーフティガイド」。子どもネット研のウェブページ (<http://www.child-safenet.jp/>) からダウンロードすることができます。

実効性が向上し、トラブル防止などに役立てることが可能になります。

第二は、子どもがトラブルに巻き込まれた際に、保護者が速やかに関与できる環境をつくるためです。日常的にインターネット利用について親子間で会話が行われていれば、子どもの異変に気づくきっかけ(端緒)が多くなります。見守りの実効性を高めるためには、子どもが保護者に相談しやすい環境を保護者が用意する必要があります。

第三に、インターネット利用に関する会話をすることで保護者が子どもの現在の能力をより正確に把握できることです。段階的利用モデルは、段階ごとに保護者が能力を測るシステムを採用していますが、学校の期末テストのように特定の時期に能力の有無をチェックすることは実際には難しい面があります。日ごろから子どもとコミュニケーションをとることにより、子どもの能力を見誤る恐れを少なくしておくことが重要です。

### (3) 社会全体での取り組みの必要性

子どもの段階的なインターネット利用の考え方において、保護者の果たすべき役割はこれまで述べてきた通り、とても大きなものになっています。子どもを育てるといふ営みの上では至極当然のこととはいえ、インターネット利用能力を育てるといふ側面においてもまた、保護者は、自分の子どもの現実から決して目をそらすことなく、常に愛情と熱意を持ち、それなりの時間を費やし、懸命に知恵を働かせる必要があります。

一方、子どもたちのインターネット利用トラブルの多くは、子ども一人一人に閉じた形で起きるものではなく、友人関係など、多くの同年代の子どもとの関わりの中で起きています。そのため、一つ一つのトラブルを必要以上に拡大させないためには、インターネットの利用を開始した子どもとインターネット上でつながりを持つ相手の友だちも、同じようなタイミングで利用能力を獲得している必要があります。

しかし、様々な要因から、適切な「段階的利用」の環境を整え、子どもに向き合うことのできない保護者が存在しているのもまた現実です。

よりよいインターネット利用環境を作るためには、保護者側の努力の限界から生じる問題を直視し、社会全体の枠組で解決していくことが必要です。

たとえば、子どもが実際にインターネット上でつながりをもつ相手となる子どもの多くは、同じ「地域社会」に住んでいます。ある特定の保護者が取り組めない問題であっても、その「地域社会」にある学校やPTAなどの組織であれば取り組むことができる課題もあります。個々の保護者の努力を無駄にしないためにも、単に保護者の「自己責任」と言い切って終わりにしてしまわずに、学校や地域のつながりなどに代表される社会的な取り組みの中で、適切な環境づくりの流れから脱落してしまう家庭をどう減らすのかという点についても、考えていかなければなりません。また、「地域社会」の組織は、その活動が軌道に乗るまでに様々な支援を必要とします。子どもネット研としては、そのような「地域社会」の取組が社会全体で適切に行われるような環境づくりを、国や地方公共団体に求めたいと考えます。

## 第4 教材

### 1 狙い

段階的利用モデルは、保護者が自分の子どもにインターネット利用を段階的に認めていくために使うモデルです。段階ごとに子どもに求められる能力が定められていますが、それが備わっているか否かの判定は保護者が行います。しかし、段階的利用モデルの内容は少々複雑で、一見して明快に理解できるものではありません。

そこで、子どもネット研は、段階的利用モデルの保護者への普及啓発を図るため、保護者向けの教材を制作することにしました。

### 2 概要

教材は段階的利用モデルが必要とされる背景や段階的利用モデルの具体的内容を解説するものですが、絵や図を用いることにより、保護者にとって分かりやすい内容となるよう工夫を施しています。

すでに子どもネット研のウェブページ (<http://www.child-safenet.jp/>) にアップロードされており、無償で提供しております。



## 第5 第二期の活動内容

### 1 第二期活動の概要

#### (1) 活動期間

2009年3月から2009年12月までを第二期の活動期間と決めました。

#### (2) 研究テーマ

子どものインターネット利用を段階的に認めていくことに関する調査・研究を研究テーマとしました。

本テーマの選定の背景には、大きく二つの要素がありました。

一点は子どものネット利用に関わるさまざまな問題が引き続き注目を集めていた中で、特に犯罪被害のきっかけとなっていると強く指摘されていた携帯電話について、「子どもには持たせるべきではない」という声の高まりです。地域ぐるみで具体的な活動に乗り出すところも複数あり、健全育成の一環として草の根の住民運動的な地道な取り組み例だけでなく、行政として「持たせない」取り組みを宣言した福岡県芦屋町の例や、条例として「小中学生には携帯電話を持たせない」ことを定めた石川県のような例もありました。

その一方で、保護者の多くは「GPSも備えた携帯電話は、緊急時の連絡手段として防犯に役立つ」という理解からか、携帯電話を積極的に持たせる動きを続けているようでした。またいったん持たせてしまうと、子どもたちの利用内容については関心を持たない保護者が多く、「子どもを信じている」「おかしなサイトには行かないと思う」などとして、事実上の放任に近い実態が多く見られました。

いずれもその背景に「成長（加齢）とともに、利用能力・リテラシーは自然に身につくもの」という誤解の存在が前提になっているのではないかと懸念されました。子どもの適切なインターネット利用には、保護者の指導や見守りが欠かせません。子どものインターネット利用能力がどのような要素で構成され、どのような環境と経験が必要になるのかについて、研究会として情報を整理し、広く保護者に提示する必要がある時期と考えられました。

もう一点は、第一期活動成果を、各地の保護者・PTA向けに講演やワークショップ形式で展開していく中で、真剣に子どものインターネット利用を考える保護者の間に、携帯フィルタリングサービスのカスタマイズ設定メニューの提供開始などを通じて、「保護者に課せられた判断が以前よりも重くなっている」との実感が広まっていることが分かったということがあります。第一期で実施した、子どもの遊び場としてのコミュニティサイトのリスク分析手法の開発を受け、「では自分の子どもはどのレベルに対応できるのか」「次のレベルに安心して送り出すために必要な力はどのようなものか」といった声にも応える必要があると感じられました。

また、文部科学省が学校現場向けに作成したカリキュラム案を除いては、こうした教育

の目安となるモデルが案外存在していないことも、子どもネット研として取り組むべきという判断を後押しすることとなりました。

### (3) 組織体制

#### ア 分科会方式の採用

本会における議論をより実質的なものとするため、第二期は分科会方式を採用しました。すなわち、本会の下に分科会を置き、分段階的利用モデルに関する専門的な調査・研究を分科会で進めました。分科会で論点の整理などを行ったうえで、検討結果を本会にフィードバックし、本会でさらに議論を深めました。

#### イ 構成員

第二期は、選定された取り組みテーマについての専門性を備えたメンバーとして委員を2名増員して、より幅広い視点からの議論およびより深い調査・研究の実施に備えました。また新たにアソシエイト・フェローを設け、保護者向けのより多彩な啓発活動を展開できる環境を整えました。

##### (a) 委員

坂元 章（お茶の水女子大学教授） 座長  
漆 紫穂子（品川女子学院校長）  
下田 博次（NPO 法人青少年メディア研究協会理事長）  
新谷 珠恵（社団法人東京都小学校PTA協議会会長）  
高橋 正夫（社団法人全国高等学校PTA連合会顧問）  
竹島 正（国立精神・神経センター精神保健研究所 精神保健計画部長）  
玉田 和恵（江戸川大学メディアコミュニケーション学部情報文化学科准教授）  
七海 陽（相模女子大学学芸学部子ども教育学科専任講師）

##### (b) アソシエイト・フェロー

宮田 佳代子（フリーキャスター）

#### ウ 事務局体制

事務局体制を拡充するため、新たに2社が第二期の運営協力会社として参画しました。なお、子どもネット研の運営費用は、事務局の2社が折半で負担しています。

##### (a) 事務局

ネットスター株式会社

ヤフー株式会社

**(b) 運営協力会社**

イー・ガーディアン株式会社

ピットクルー株式会社

**2 本会・分科会の開催実績**

第二期の本会・分科会開催実績は以下のとおりです。

**(1) 本会開催実績**

第1回 2009年3月3日

第二期活動の体制案や、調査・研究対象についての議論を行いました。「段階的利用のあり方」を主要なテーマとするとともに、調査範囲を定めました。



第2回 2009年6月5日

第一回で承認された新委員が参加を開始しました。「段階的利用のあり方」を提案するために必要と考えられる、先行研究や事例、関連文献の収集を進め、これらについて共有、議論を行いました。



第3回 2009年7月28日

お茶の水女子大大学院の研究生に委託していた、段階的利用モデルについての海外先行事例の文献調査について、結果報告を受けました。第二期の成果物となる段階的利用モデルの原案について、議論を行いました。



第4回 2009年10月20日

報告書の原案およびモデル教材の構成案についての議論と、修正箇所等の洗い出しを実施しました。



## (2) 第一分科会（段階的利用WG）開催実績

- 第1回 2009年5月23日
- 第2回 2009年7月11日
- 第3回 2009年7月17日
- 第4回 2009年8月26日
- 第5回 2009年10月9日

## (3) 第一分科会の調査検討作業

### ア 訪問インタビュー

2009年4月10日 財団法人インターネット協会を訪問、インタビューを実施

- ・トラブル相談事例、子どもによるインターネット利用の実態、課題などをヒアリング。トラブル発生（相談）が増える学齢など、具体的な段階の区切りや能力開発の目安となる貴重な知見についてうかがうことができました。

2009年5月14日 石川県野々市町「“ののいちっ子を育てる” 町民会議」事務局を訪問、インタビューを実施

- ・段階的利用の先行実践事例としてヒアリング。単に「小中学生には携帯を持たせない」ではなく、パソコンでのインターネット利用を含め、携帯を持ち始める高校入学までにどのような段階を踏んで基礎的な能力や経験を身につけさせるのかといった、具体的な取り組みのノウハウについて貴重な示唆をいただきました。

2009年5月23日 東京都小学校PTA協議会を訪問、保護者5名を対象としたグループインタビューを実施

- ・保護者自身の課題意識や、現実的な段階分けについてのヒアリング。全国的に見てもかなり早い時期から携帯電話やインターネットを利用させている東京の保護者の実際的な体験談をお聞きすることで、段階的利用モデル提案を机上論から、より実際的なものに近づけるための材料を得ることができました。

### イ 定量調査

2009年7月～8月 東京都小学校PTA協議会と共同にて、東京都内の公立小学校の保護者と先生を対象としてアンケートを実施<sup>50</sup>。

### ウ 文献調査

- ・「子どものICT利用実態調査」(ベネッセ教育研究開発センター)
- ・「学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査」「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」(文部科学省)
- ・「子供のインターネット・携帯電話利用についての実態調査」(東京都教育庁)

<sup>50</sup> アンケートの正式名称 アンケートの正式名称は、「保護者と先生の意識調査2009 未来を生きる子どもたちのために ～子どもを取り巻く環境と課題～」です。

- ・ 「子どもとメディアに関する意識調査」(日本PTA全国協議会)
- ・ 文部科学省「情報モラル指導モデルカリキュラム」
- ・ 海外における段階的利用モデル提案事例についての文献調査(お茶の水女子大学大学院研究生への委託)
  - 本調査で対象となった、子どもたちの段階的利用モデルの文献や発行元は以下の通りです。
    - Enough is Enough, Age-based Guideline
    - Wendy Lazarus, Laurie Lipper, TheParent's Guide to the Information Superhighway : Age Based Tips for Internet Use
    - Common Sense Media, Internet by Age and Stage
    - Get Net Wise, Safety by age
    - The Media Awareness Network, Kids on the Net: Critical Thinking Skills for Web Literacy
    - The Canadian Centre for Child Protection: Personal Safety and Healthy Child Development
    - The Massachusetts Aggression Reduction Center
    - Cyber smart Kids Online: Cyber rules
    - Microsoft : A parent's guide to online safety: Ages and Stages
    - Microsoft : Age-Based Guidance for Internet Use
    - DELL : Age and Stages of Internet Use
    - Cyber-Safe Kids, Cyber-Savvy Teens : Internet Use Through the Ages

これらの海外文献では、いずれもオンラインコミュニティサイトの利用についての言及は少なく、また携帯電話については、北米での事情を反映してか、インターネット利用についての言及に乏しいという特徴がありました。

全体として、年齢と利用範囲の結びつきには定説と言えるようなものは多くなく、積極的な早期からのインターネット利用を提唱するものと、保守的堅実な利用を主張するものに分かれるなど、発行主体の立場を反映した偏りと思われるものも含まれました。

子どもネット研の提唱する段階的利用モデル自体は、これらとの比較においては比較的中立的な位置づけにあること、日本の事情を反映して携帯電話とパソコンに並列的に触れていることや子どもたちのコミュニティサイト利用にも積極的に言及している点で、先進的な試みであることが確認されました。

#### (4) 第二分科会(教材WG)開催実績

- 第1回 2009年8月26日
- 第2回 2009年10月1日
- 第3回 2009年10月27日

- 第4回 2009年11月6日
- 第5回 2009年11月18日
- 第6回 2009年11月27日

### 3 第一期活動のフォロー

#### (1) 双方向利用型サイトの利用リスク評価モデルを用いた実サイト評価

複数のNPO法人およびPTAの協力を得て、双方向利用型サイトの利用リスク評価モデルについて、携帯電話実機を用いた小規模なワークショップを開催し、参加者から、評価モデルの要改善点についての貴重なフィードバックを得ています。

#### (2) 双方向利用型サイトの利用リスクについての啓発活動

**ア 東京都小学校PTAリーダー研修会の企画・運営協力**  
東京都教育委員会主催、東京都小学校PTA協議会主管で2009年10月10日に開催された「東京都小学校PTAリーダー研修会」の企画・運営に協力しました<sup>51</sup>。



#### **イ モデル講演の実施**

社団法人全国高等学校PTA連合会の協力をいただき、第一期教材のシナリオを用いたモデル講演を、全国9ブロックを対象として企画・実施中です。これまでの講演実績は以下のとおりです。

- 2008年11月24日 九州ブロック（主催：大分県高等学校PTA連合会）
- 2009年1月27日 関東ブロック（主催：千葉県高等学校PTA連合会）
- 2009年10月16日 北海道ブロック（主催：北海道高等学校PTA連合会）
- 2009年11月20日 東北ブロック（主催：青森県高等学校PTA連合会）



<sup>51</sup> 東京都小学校PTAリーダー研修会  
～ワークショップで学ぶ～」でした。

平成21年度のテーマは「『携帯・インターネットの現状と危険性』

付録 各段階での環境と能力一覧

		体験期 (ステップ1) 小学校中学年能力相当	初歩的利用期 (ステップ2) 小学校高学年能力相当
当該段階に進む前に身につけておくべき能力	モラル・コミュニケーション面で必要な力	<p>約束や決まりを守ることができる。</p> <p>危険なことに出会ったら大人に相談できる。</p>	<p>相手や目的に応じて、適切に文章を書くことができる。</p> <p>他人を思いやり、相手の気持ちを考えた行動ができる。</p> <p>健康や学習を優先し、節度のある使い方ができる。</p>
	知識・スキル面で必要な力	<p>インターネット上には危険なウェブサイトや誤った情報が存在することを知っている。</p> <p>個人情報の大切さ、他人に漏らしてはいけないことを知っている。</p>	<p>メールなどインターネット上での情報発信は、書いた内容の記録が必ず残ることを知っている。</p> <p>情報が正しいかどうかを調べて、信憑性を確認することができる。</p>
利用を認める機器やサービス		<p>(a) パソコン ・サイト閲覧までの利用を認める。</p> <p>(b) 携帯電話 ・必要やむをえない場合に限り、買い与える</p>	<p>(a) パソコン ・サイト閲覧の利用範囲を拡大する。 ・メールの利用を認める。</p> <p>(b) 携帯電話 ・必要やむを得ない場合は、保護者などの特定の相手に限り、メール利用を認める。</p>
制限の対象		<p>(a) パソコン ・保護者が隣で見守る。 ・フィルタリングサービスを利用する。 ・メールの利用は認めない。</p> <p>(b) 携帯電話 ・通話機能の利用のみ許容する。 ・インターネット接続機能の利用は許容しない。</p>	<p>(a) パソコン ・保護者が隣で見守る。 ・フィルタリングサービスを利用する。</p> <p>(b) 携帯電話 ・体験期と同じ</p>
保護者の関わり		<p>利用中 ・子どもの隣で見守り、適切にガイドする</p> <p>利用していないとき ・閲覧履歴を確認する</p>	<p>利用中 ・子どもの隣で見守り、適切にガイドする</p> <p>利用していないとき ・閲覧履歴を確認する</p>
フィルタリングの設定		<p>・違法又は公序良俗に反する、成人向け、生活リズムを乱すなどのサイトを広く制限</p> <p>・認めるサイトのみ閲覧可能なホワイトリスト的利用</p>	<p>・違法又は公序良俗に反する、成人向け、生活リズムを乱すなどのサイトを広く制限</p> <p>・一部ゲームサイトなどの閲覧は必要に応じて許可する</p>

		利用開始期 (ステップ3) 中学生能力相当	習熟期 (ステップ4) 高校生能力程度
当該段階に進む前に身につけておくべき能力	モラル・コミュニケーション面で必要な力	<p>礼儀の意義を理解し、時と場合に応じた適切な言動を用いたり、文章表現をすることができる。</p> <p>よく考えて行動し自分の行為に責任を持つことができる。</p> <p>コミュニケーショントラブルが生じた場合には、客観的に自分と相手の状況を判断し、冷静に行動できる。</p>	<p>契約の内容を正確に把握し、適切に行動することができる。</p> <p>情報社会の一員としての自覚を持ち、責任ある行動ができる</p>
	知識・スキル面で必要な力	<p>インターネット上のコミュニケーションは、対面の場合に比べて情報量が制限されるので誤解やトラブルが生じやすいことを知っている。</p> <p>インターネット上に書き込むことは、世界中に情報を公開することだと知っている。</p> <p>インターネットを利用する上で必要な基本的な法律やルールを知っている。</p>	<p>インターネットの特性(公開性・記録性・信憑性・公共性・侵入可能性)について理解している。</p> <p>トラブルを事前に予測し、できるだけ回避するための工夫ができる。</p>
利用を認める機器やサービス		<p>(a) パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サイト閲覧の利用範囲を拡大する。</li> <li>・日記・コメントの書き込みを認める(ブログ・プロフ・掲示板)</li> </ul> <p>(b) 携帯電話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初歩的利用期と同じ</li> </ul>	<p>(a) パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チャット・SNSの利用を認める</li> <li>・インターネットでの買い物も認める</li> </ul> <p>(b) 携帯電話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通話機能、メール機能、インターネット機能(サイト閲覧、投稿)を認める。</li> </ul>
制限の対象		<p>(a) パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リビングルームなど、在宅している保護者の目の届くところで利用する。(まだ自室には持ち込ませない)</li> <li>・フィルタリングサービスを利用する。</li> </ul> <p>(b) 携帯電話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初歩的利用期と同じ</li> </ul>	<p>(a) パソコン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリングサービスを利用する。</li> </ul> <p>(b) 携帯電話</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリングサービスを利用する。</li> </ul>
保護者の関わり		<p>利用中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リビングルームなど保護者の目が届くところでパソコンを利用させる</li> </ul> <p>利用していないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧履歴を確認する</li> </ul>	<p>利用中</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の希望や家庭の事情によっては、個室へのパソコン持ち込みも認める</li> </ul> <p>利用していないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧履歴を確認する</li> </ul>
フィルタリングの設定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法又は公序良俗に反する、成人向けのサイトを広く制限。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法又は公序良俗に反する、成人向けのサイトを制限</li> </ul>